

令和七年 二月 青森県議会第三百二十一回定例会会議録 第八号

令和七年三月十二日（水）議事日程 第八日

午前十時三十分開議

第一、議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号等に対する質疑

第二、予算特別委員会を設置し、議案第一号から議案第十七号まで及び議案第八十二号を付託

第三、議案第五十八号から議案第六十一号まで委員会付託省略

第四、議案第十八号から議案第五十七号まで委員会付託

第五、請願・陳情委員会付託

第六、発議第一号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第七、発議第二号及び発議第三号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第八、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号等に対する質疑

第二、予算特別委員会を設置し、議案第一号から議案第十七号まで及び議案第八十二号を付託

第三、議案第五十八号から議案第六十一号まで委員会付託省略

第四、議案第十八号から議案第五十七号まで委員会付託

第五、請願・陳情委員会付託

第六、発議第一号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し

質疑、討論及び採決

第七、発議第二号及び発議第三号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第八、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 寺 田 達 也

一 番 丸 井 裕

二 番 井 本 貴 之

三 番 小 笠 原 大 佑

四 番 大 澤 祥 宏

五 番 大 平 陽 子

六 番 夏 坂 修

七 番 吉 田 ゆかり

八 番 成 田 陽 光

九 番 大 崎 光 明

十 番 和 田 寛 司

十一 番 菊 池 勲

十二 番 鶴 賀 谷 貴

十三 番 吉 俣 洋

十四 番 花 田 栄 介

十五 番 寺 田 達 也

二 番 工 藤 貴 弘

三 番 工 藤 悠 平

四 番 夏 堀 嘉 一 郎

五 番 北 向 由 樹

六 番 齊 藤 孝 昭

七 番 後 藤 清 安

八 番 大 澤 敏 彦

九 番 福 士 直 治

十 番 木 明 和 人

十一 番 小 比 類 卷 正 規

十二 番 高 畑 紀 子

十三 番 田 端 深 雪

十四 番 谷 川 政 人

十五 番 齊 藤 爾

十六 番 蛸 沢 正 勝

三十一番	高橋修一	三十二番	工藤慎康
三十三番	夏堀浩一	三十四番	櫛引ユキ子
三十五番	今博	三十六番	川村悟
三十七番	安藤晴美	三十八番	山谷清文
三十九番	山田知	四十番	三橋一三
四十一番	工藤兼光	四十二番	森内之保留
四十三番	清水悦郎	四十四番	阿部広悦
四十五番	田中順造	四十六番	田名部定男
四十七番	伊吹信一	四十八番	鹿内博

出席事務局職員

局長	田中道郎	次長	石岡勇一
議事課長	角田正人	副参事	鳴海康
総括主幹	長尾美貴子	総括主幹専門員	中野弥寿喜
主幹	荒井千万人	主査	三浦絢子
主査	渡邊愛実子	主査	中畑祥将

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下宗一郎
副知事	小谷知也
副知事	奥田忠雄
総務部長	澤純市
財務部長	千葉雄文
総合政策部長	奈良浩明
子ども家庭部長	若松伸一
交通・地域社会部長	船木久義
環境エネルギー部長	坂本敏昭
健康医療福祉部長	守川義信

経済産業部長	三浦雅彦
観光交流推進部長	齋藤直樹
農林水産部長	成田澄人
県土整備部長	古市秀徳
危機管理局长	豊島信幸
国スポ・障スポ局長	出崎和夫
会計管理者	美濃谷邦康
教育長	風張知子
警察本部長	小野寺健一
監査委員	竹内均
理事(教育次長)	長内修吾
警務部長	中村誠
監査委員事務局長	松田大

○議長(丸井 裕) おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長(丸井 裕) 議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

三番井本貴之議員の発言を許可いたします。——井本議員。

○三番(井本貴之) おはようございます。自由民主党の井本貴之でございます。早速質問に入らせていただきます。

それではまず、議案第十八号「青森県再生可能エネルギー共生税条例案」及び議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」、地域区分及び課税の目的等について伺いたいします。

宮下知事は、令和五年九月十二日の記者会見において、青森県の自然が都会の電力のために搾取されている構造があるとの趣旨の発言をし

しております。青森県の自然を利用して発電し、それを他県で販売し、利益を出す。それ自体に問題があるわけではありませんが、それに伴い、青森県の貴重な自然や、その地域に住む住民が大切にしてきた景観や文化などが破壊され、さらに電力を販売して得た利益に課税される法人税は、首都圏などの本社所在地の自治体に納められ、青森県には固定資産税しか入ってこない構造を指して、このような発言に至ったのではないかと推察しております。このような構造を搾取と表現されたのではないかと解釈しております。

私も仮称みちのく風力発電事業の反対運動が起こるまでこのような捉え方はしておりませんでした。確かにそのとおりだと思いますし、今定例会に上程された条例案に大いに賛同するところであります。

知事も話されているように、電力の消費地である都市部の受益と電力の生産地である地方の負担、この二つをいかに均衡させていくかということが今後非常に重要だと私も考えております。

我が自由民主党会派では、昨年八月二十六日に、再生可能エネルギー地域共生促進税を二〇二四年四月から施行している宮城県へ視察に赴き、宮城県庁の担当者からお話を伺ってまいりました。宮城県でも二〇二二年、関西電力が宮城、山形両県にまたがる蔵王連峰で検討していた風力発電所の建設を住民らの反対などにより中止となるなど、再生可能エネルギーとの共存共栄が課題となっていたことも背景にあったと思われます。宮城県では、県独自のゾーニングは行わず、地球温暖化対策推進法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画や、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定設備整備計画以外のものに課税する方法を取っております。

青森県では、県独自のゾーニングを行って地域区分ごとに税率を設定し、課税する方法を取っていくことですが、そこで、まずは共生条例に関して、再生可能エネルギーに係るゾーニングの基本的な考え方について伺いたいします。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共生条例案の地域区分は、法令に定められた客観的に確認が可能な区域等に基づき、保護地域、保全地域及び調整地域の三地域を定めることとしており、保護地域及び保全地域は、自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承するために保護または保全すべき地域、調整地域は、再生可能エネルギー発電施設が地域に及ぼす影響を考慮し、自然環境等との調整をすべき地域としています。

また、調整地域または保全地域のうち、自然環境等と再エネ発電施設との共生について地域の合意形成が整った区域については、市町村の申出等に基づき、知事が共生区域として指定することとしています。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 次は、共生条例とともに、有識者会議において検討された税制度についてです。

まず、再生可能エネルギー共生税を課税する目的について伺いたいします。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 再生可能エネルギー共生税は、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例と一体となつて、その政策効果、実効性を補完することにより、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげることを目的として課税するものでございます。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） あくまでも自然や景観、そこに住む住民が大切にしてきたものを守りながら再生可能エネルギーの普及を推進していくということが主目的ということで理解いたしました。

再生可能エネルギー共生税条例では、地域区分ごとに異なる税率を設

定していますが、再生可能エネルギー共生税の税率設定の考え方について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 再生可能エネルギー共生税の課税の目的を踏まえ、税率は青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例におけるゾーニングの効果をより発揮させるため、それぞれの地域の性格に応じ、設定することとしております。

具体的には、調整地域は、自然環境等との調整をすべき地域でありますことから、電気供給業に係る法人事業税の負担水準でありますとか、現在、本県において行われております地域貢献の取組例を参考に標準税率を設定いたしました。一方、保護地域及び保全地域は、自然環境等を良好な状態で未来に継承するために保護または保全すべき地域でありますことから、標準税率より重い税率を課すこととしております。

なお、具体の税率の設定に当たりましては、再生可能エネルギー発電事業に係る売電収入等を考慮しているところであります。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） ゾーニングにおけるそれぞれの地域の性格に応じた税率を設定しているということで理解いたしました。

保護地域及び保全地域に設置される施設に再生可能エネルギー共生税を課税することにより、期待される効果について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 保護地域及び保全地域は、原則として再生可能エネルギー発電事業を計画することができない地域となっております。再生可能エネルギー発電事業者に行動変容を促す効果が期待できる水準といたしまして、営業利益の二〇〇程度の負担水準を目安とし、税率を設定したところであります。

この税率は、現在施行されております法定外税の中で最も高い水準と考えられる税率や、一般的な法人実効税率等を踏まえ設定したものであ

り、税の強制力が発揮されることで事業者に行動変容を促し、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につながるものと考えております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 再エネ事業者に行動変容を促し、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につながるということで理解いたしました。

全国でも同様の課題を抱えている地域がたくさんある中で、住民との合意プロセス、ゾーニング、新税とを組み合わせた本条例案は、全国初の取組となると思います。よい先進事例となるように期待して、次の質問に入ります。

次は、議案第二十一号「青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例案」、地域県民局の廃止について伺いいたします。

このことは、先週行われた一般質問においても複数の議員から質問があり、それぞれの地域から戸惑いや目的、効果について不安に思う方が多いということだと思います。

昨年十二月二十六日、現在六圏域で設置されている地域県民局を廃止して、本庁の各部と直結する形で事務所を設置すると発表がありました。目的は様々あるかとは思いますが、各行政分野における専門性を発揮していくことがこのたびの地域県民局の見直しのポイントの一つと伺っておりますが、専門性を発揮していくとは具体的にどのようなことなのか伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 専門性を発揮していくとは、今回の地域県民局の体制の見直しによって、各事務所の長がそれぞれの行政分野における地域のトップとして、その行政分野に係る知識や業務経験を生かしながら、業務の執行や地域ごとの課題の解決に責任を持って対応していく体制とすることを指しております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 各事務所長が責任を持って対応できることになり、県民や市町村にとっても相談しやすくなるということでございます。その点は期待したいと思いますが、これまで地域での各部署を取りまとめる県民局があり、そして、その長として県民局長がおり、市町村等からの要望の窓口としての役割も担ってきたと感じておりました。これも県民局があるメリットだと考えておりましたが、各事務所が専門性を発揮していくことで、地域課題を解決する上でどのようなメリットがあるとお考えなのか伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 各事務所においては、市町村等からの相談への対応も含めて、地域における課題の多くについて、それぞれの行政分野を専門とする事務所長の判断の下、速やかに対応、解決していくことができることとなるものです。

また、複数の地域に共通する課題など、一つの地域の事務所で解決できない課題については、それぞれの行政分野を所管する本庁部局が各事務所を直轄することで、本庁と出先機関との連携が強化され、本庁で全県的な視点から検討していくことによって、より強力かつ、よりスピーディーな対応を図っていただけるようになるものと考えています。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 本庁との連携が強化されて、スピーディーに、また全県的な視点で対応が期待できるとのことでございますので、私も期待したいと思いますが、これまでも各事務所を所管する本庁の各部署においても、それぞれの行政分野における専門性を発揮して業務を行ってきているものと思いますが、今後、本庁と各事務所はどのように業務を分担していくことになるのか伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 地域県民局の廃止後に設置する各事務所は、

主に県民からの申請に関する窓口業務や事業者に対する現地での指導業務など、地域に密着した業務を所管いたします。

一方、本庁部局は、広域的な観点からの判断が必要な事務などを処理するほか、全ての地域に関わる課題などについて、全県的な視点から対応する役割を担うこととなります。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 了解いたしました。縦の連携が密になることは非常によいことだと思いますが、横のつながりが希薄になることも心配されます。縦割り行政という言葉はあまりいい意味では使われない言葉だと思いますので、意識的に横の連携も取りながら、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

次に、議案第二十五号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、獣医師に対する初任給調整手当の改正内容等について伺いいたします。

様々な業種で人手不足が深刻化する中、県の獣医師の確保も大きな課題となっております。県は、これまでも給与のみならず、働きやすい環境整備を行ってきたと認識しておりますが、獣医師に対する初任給調整手当の改正の内容と理由について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 県獣医師職員については、人材確保が困難となっている状況が続いていることを踏まえ、他道府県状況等を注視しながら、安定的な人材確保につながるよう、処遇改善について検討を進めてきたところです。

また、令和六年十月に県人事委員会からも、獣医師に対する初任給調整手当について所要の見直しを検討する必要がある旨の言及があったことなどから、今回、その水準が全国トップクラスとなるよう、採用一年目の手当額を月額四万五千円から七万円に引き上げ、支給期間についても、現行の十五年から、全国トップとなる三十五年に延長することと

したものでございます。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 全国トップの水準になるということでございまして、確保に向けた取組が一層進むことを期待しております。

本定例会に上程されている令和七年度当初予算案を拝見しましたところ、獣医師確保に対する修学資金、そして、インターシップ制度の拡充、労働環境改善に資する男女別のシャワー室の設置、トイレの洋式化などに取り組むことが計上されておりましたので、獣医師が担っている業務が安定的に持続できる体制づくりに向けた取組を引き続きお願いいたします。

次は、議案第三十二号「青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてお伺いいたします。

警察庁の令和五年の犯罪情勢によりますと、全国の児童虐待の通告児童数、検挙数ともに増加しております。令和五年検挙数は二千三百八十五件で、このうち、児童の生命にも危険が及ぶ可能性がある身体的虐待が千九百三件で全体の七九・八％、約八割を占めております。このことから、児童の安全を確保するために児童相談所が行う児童の一時保護の重要性が高まってきていると考えております。

そこで、条例改正の背景と改正内容についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 一時保護は、虐待を受けた子供などの迅速な安全の確保、適切な保護を行い、子供の心身の状況、置かれている環境などを把握するために行うものであり、子供にとっては、これらの展開が分からない中で不安を抱き、緊張していることが多いことから、より手厚く適切な支援が行われることが求められております。

このため、令和四年の児童福祉法の改正により、都道府県は、国が定める基準に従い、または国が定める基準を参酌して、新たに条例により一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとされました。

このことから、本県では、この基準を国が定める基準と同一とすることとし、その旨の条文を加える改正を行うものです。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 次に、県内の児童相談所が令和五年度に対応した児童虐待相談対応件数と相談種別の内訳についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和五年度は二千四百十四件と過去最多となっております。

相談種別の内訳は、心理的虐待が千三百四十件、身体的虐待が五百八十八件、保護の怠慢、拒否であるネグレクトが四百六十二件、性的虐待が二十四件となっております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） また、報道等を拝見していると、母とその交際相手からの虐待により命を奪われるケースをよく耳にいたします。昨年発生した八戸市の虐待死の事例もそうでしたし、今年の一月に弘前市で発生した虐待も、母及びその交際相手が虐待を行ったとのことでございます。

シェイクスピアの喜劇「ヴェニスの商人」が語源とも言われて、周りが見えなくなる慣用句のラブ・イズ・ブラインド（恋は盲目）という言葉があります。我が子を虐待するような人となぜ交際するのか、個人的には非常に不思議に思うところではございますが、実際、全国的にもこのケースが多いと感じております。

そこで、令和五年度の児童虐待相談対応件数のうち、虐待を行った者の内訳についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 虐待を行った者の内訳は、実母が千二百二十二件、実父が千八件、実父以外の父親が百三十件、実母以外の母

親が十一件、その他が四十三件となっております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。親の交際相手というところは統計は取られていないという意味なのか、実親以外の父親とか、母親というのは、交際相手というか、どういう判断をすればいいんでしょうか。分かりますでしょうか。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） それぞれ複雑な事情等も勘案して個別の判断になりますけれども、その中で実父以外の父親、実母以外の母親、その他にそれぞれ個別に振り分けて統計を取っております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。本条例案などによる環境整備も大変重要だと思いますが、こども家庭庁によると、虐待を受けて亡くなった子供の数が二〇二二年は七十二人だったと発表されており、私たちが目にする報道されているものというのはほんの一部なのだなということが分かりました。

被害児童自身が虐待を認識できない、または幼く通報できないなどがほとんどだと思います。児童虐待の相談経路は、警察等五〇％、次いで近隣知人、家族、学校等となっておりますが、一番多い警察からの相談も、元をたどれば誰かが異常を感じて警察に通報して警察が動き、児童相談所に通報したことも考えられます。早期発見のために周囲の大人が気を配り、早期に見見することが重大事件の回避には不可欠だと考えております。両親の親族や周辺住民をはじめ、子供に近い大人の早期発見に向けた意識啓発なども積極的に進めていただきたいと思っています。

次に、議案第四十六号「青森県営住宅条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてお伺いいたします。

生きていくために必要不可欠な衣食住に係る費用は、減らすにしても限界があると思いますが、低所得世帯などに対し、その住を提供

するのが県営住宅であると認識しております。

低所得世帯への支援としては、入ってくる給料を増やすことに加え、出ていく支出を減らして手元に残るお金を増やす取組も有効だと考えられますので、今回の改正には期待しているところでございます。

まずは条例改正の概要等についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 今回の改正内容は二点あり、一点目は、夫婦のみの世帯で、いずれか一方が四十歳未満の者である若者夫婦世帯について、入居者の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある世帯、いわゆる裁量階層として条例に定め、収入の上限額に係る入居要件を十五万八千円から二十一万四千円に引き上げるものです。

二点目は、既に裁量階層として条例に定めている子育て世帯について、子の年齢要件を従来の小学校の就学の始期に達するまでの者から、十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある者に拡大するものです。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 県営住宅は誰でも入居できるわけではなく、一定の条件があり、その条件に若者世帯や十八歳以下の子供がいる家庭も入居できるようにすると。つまり、子育て世帯が入居しやすくする取組ということで理解いたしました。

取組としては非常によい取組だと考えておりますが、子育て世帯が利用しやすくなりましたが、でも空き家はありませんでは本末転倒ともなりかねませんので、県営住宅の空き家状況がどうなっているのかという観点から、県営住宅の直近五年間における入居率の状況についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 県営住宅の直近五年間における入居率の状況については、廃止予定としている住戸を除き、令和元年度八四・

五％、令和二年度八二・八％、令和三年度七九・七％、令和四年度七九・一％、昨年度七六・二％となっております。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 地域によるとは思いますが、余裕があるということとで安心いたしました。

一部の住民から県営住宅及び附帯設備の老朽化も進んでいるとの声も耳にしておりますので、住民が安心して快適に生活できる住宅の提供をお願いいたします。

次に、議案第四十二号「青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺いいたします。

まずは条例改正の理由について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 本条例案は、建築士法に基づき、建築士が設計等を業として行おうとする場合に必要となる建築士事務所の登録に係る手数料の額について改正するものです。

改正の理由としましては、昨年九月に国土交通省から、建築士事務所登録手数料の算定の考え方について技術的助言が発出されたことを受け、その考え方を踏まえて算定した手数料の額に改めるものです。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 通常考えると、二級より一級のほうが上位資格であり、検査する側も高い知識が求められるように感じのですが、このたび改正される条例案を見ますと、二級と一級が同じ金額となっております。改正以前は二級建築士事務所が一万千円と一級よりも安く設定されておりますが、改正に伴い二万六千円ということで、二倍以上の値上がりとなります。

そこで、条例改正により、一級建築士事務所と二級・木造建築士事務所の登録手数料が同額となる理由について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 建築士事務所登録手数料の算定に当たり、今般、登録業務の実態を確認したところ、申請書類の審査や処理に要する業務量において、等級の違いによって差がなかったことから同額としたものです。

○議長（丸井 裕） 井本議員。

○三番（井本貴之） 建築士の数は全国的に増加傾向にあるかと思えます。手続が集中した場合に混雑することも懸念されますので、今回の手数料の改正を広く関係する事務所に周知するとともに、迅速かつ円滑な手続を継続してお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 五番小笠原大佑議員の発言を許可いたします。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 新政未来の小笠原大佑です。質疑を行っていくと思います。

まず、議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」、再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定についてです。

先ほど井本議員からもお話がありましたが、知事は、青森の自然が搾取される構図である、そういったお話をされておりました。これは私も全く同意いたします。東北は特に労働力、食料、そして電力を首都圏に送っているという資源の供給基地、悪く言えば植民地と言う人がいるんですね。本当に搾取されているような構造というのが実際にあるんです。そういった状況を何とか打開していくためにも、こういった再生可能エネルギーとの共生に関する条例をきちんと定めていく必要があると思っています。では、こちらを基に質疑していこうと思います。

まず、事業者は、地域住民などへのこういった合意形成の手続とかをきちんと図っていく必要があると思いますが、この合意形成手続の

基本的な考え方について伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然環境等への配慮とともに、地域の理解が重要となります。このため、共生条例案では、再エネ発電施設の設置計画に対する地域の合意形成に向けた基本的な手続として、事業者に対し、環境影響評価手続の前の事業計画立案段階の早期において、地域との意見交換会の開催を求めることとしています。

また、環境影響評価手続の終了後、設置計画が定まった段階で改めて地域に対する説明会の開催を求めるとともに、知事の認定を受けなければならぬこととしており、事業者から申請があった場合、知事は、市町村及び県環境審議会の意見を踏まえて審査し、自然、地域との共生が図られると認められる場合は、当該設置計画を認定することとしておるものです。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） この合意形成というのが本当に重要になってきます。今までこの合意形成というのがある意味ないがしろにされてしまっていたので、いろんな問題が起きているということですので、この合意形成というところを本当に重要視していただければと思います。

今回の条例案ですけれども、保護地域、保全地域、調整地域と三区分にゾーニングされているんですが、実質的に保護地域は例外を除いてなしで、保全地域も税を課した上で実質的に禁止するようなことではあるんですが、これを普通に禁止区域とすることも可能ではあったと思うんですが、それをあえて保全地域として、禁止区域としなかった理由に関して伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 一般的に条例を制定する際には、法律と条例の目的が同じである場合には、法律の範囲内で条例を定める

必要があり、法律以上の規制を課することはできないと解されていることや、有識者会議における有識者の意見等を踏まえ、共生条例は、禁止ないしは許可というものではなく、認定ということで整理されたものであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

そして、もう一つなんですけど、今設定されようとしているゾーニング、三区区分なんですけれども、これは今後、状況に応じて変更になるということはあるのでしょうか。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共生条例に定めるゾーニング、あるいは合意形成の手続等につきましては、条例施行後に行われる関係法令の改正や社会経済の状況の変化、あるいは制度に関する市町村の意見、認定審査等を行う県環境審議会の意見等を踏まえ、必要に応じて、必要な時期に見直すこととしているものであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 必要に応じて見直していくということでした。そして、本条例案、この共生条例において、制度が実際にきちんと実行されて、それが担保されていないといけない。この実効性がどのように担保されるのか伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共生条例案では、合意形成手続に加え、再エネ発電施設の設置をしようとする事業者等に対する報告徴収や立入検査、指導及び勧告、さらには、本条例に違反した者に対する過料などの規定を設けておりますほか、再生可能エネルギー共生税制度との一体的運用により、制度の実効性を高めることとしているものであります。

県としましては、新たに創設する共生制度と、現行の環境影響評価制

度を合わせて運用していくことにより、本県の自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承するとともに、地域の合意の下、地域と共生し、地域の発展に資する再生可能エネルギーの導入を円滑に促進していきたいと考えているものであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 青森のすばらしい自然であったり、そして、この再生可能エネルギーがきちんと、青森においてもそうですし、日本でも進んでいくように、青森から進んで本当に頑張つていつてもらいたいと思うんです。

もう一つ質問したいんですが、知事は以前、再生可能エネルギーの本県での電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーで賄うことが可能な規模の導入を目指していこうと、再生可能エネルギーでのエネルギー完全地産地消を本県の中で目指していきたい、そういった発言をされていましたが、今回こうやってゾーニングすることによって、それが妨げになることというのはないのでしょうか。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 本条例は、地域と再エネが持続可能な形で共存共栄していくためのルールとして検討してきたものであります。したがって、この条例の運用によりまして、地域との共生を図りながら、本県における再エネの適正かつ円滑な導入が促進されるものと考えているところであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

では、次に進みたいと思います。議案第三十五号「青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、改正内容等についてです。

私は、愛護センターのホームページだったり、インスタグラムをよく見えています。最近だと雌のキジトラ猫、名前が「いくよ」「くるよ」。

新しい飼い主さんが決まりましたと書いてありました。命名した方の年代がちよつとつかえるかなと思うんですけども、この条例改正が犬や猫の譲渡に関わるものでありますが、こちらの条例改正の概要と理由について伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県は、平成十八年四月の青森県動物愛護センターの開設に際して、今後譲渡する犬や猫については、ワクチン接種等の感染症予防を行うこととし、その経費を一頭当たり三千円と積算して、譲り受けを希望する方から手数料として徴収することといたしました。

しかしながら、令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、譲渡の推進が県の責務とされ、これらの経費を新たな飼い主に求めることはなくなりましたこと、適正な飼養管理についての県民の意識が高まり、県に保護される犬や猫が大幅に減少した一方で、いわゆる多頭飼育問題等が増加したこと、また、飼い主が高齢化していることなど、動物愛護管理を取り巻く状況が変化しました。

こうした状況を踏まえ、県では、動物愛護団体や市町村との連携の推進により諸問題の解決に取り組んでいるところであり、加えて、譲渡手数料を廃止することで広く県民の協力を得て、保護した犬や猫を新たな飼い主へ譲渡できるようにするため、本条例を改正することとしたものです。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 私は、この条例案は本当に大賛成でございます。ぜひ譲渡が進むようになってほしいと思うんです。

ちよつと細かいことを聞きたいんですが、こちらは一応、愛護センターから譲渡されるという場合にはあるんですけども、今、県の愛護センターでは子猫や成猫の預かりボランティアもなさっています。一般の方々ボランティアで子猫であったり、成猫を預かって育てて譲渡する

という愛護センターからではない譲渡もあるんですけども、そういった際にも今回の譲渡手数料の廃止というのは当てはまるのでしょうか。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 例えばでございますけれども、動物愛護センターがボランティアの方に子猫を譲渡ができる大きさまで育成していただく取組においては、現在は一旦同センターに戻していただき、その後、譲渡しているところがございますが、今後はボランティアの方から直接子猫をお渡しすることもできるようになります。今回の改正により譲渡手続が簡素化されることから、今後はより柔軟な譲渡が可能となり、譲渡が推進されていくと考えております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） そうした手間の部分も簡素化されるということ、こういった部分においても一層譲渡が進んでいただければと思っています。

そして、譲渡の実施状況に関して、令和六年度に公表されている事業概要を見たんですが、犬、猫合わせて、令和三年だと二百九頭、手数料一頭に三千円を掛けると、譲渡の手数料は大体六十二万七千円くらいになります。令和四年は二百二十九頭が譲渡されて六十八万七千円、令和五年は二百八十二頭とすごく増えています。これは八十四万六千円になります。県の収益としては、そう大きくない額かもしれないですが、引き取る場合、譲渡される場合、特に愛護ボランティアの方々には複数頭譲渡される場合があるので、すごく負担になるんですね。その観点から、愛護団体や個人ボランティアの方々への譲渡だと多いときに年間何頭くらいになるのかなど。そして、今回の手数料の廃止によって、多く譲渡を受け入れている愛護団体などについて、どのくらいの負担軽減になるのか伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 動物愛護団体等へ譲渡する、いわゆ

る団体譲渡の令和五年度の実績におきましては、六団体に対して合計二十七頭、多い団体には七頭の犬や猫を譲渡し、手数料といたしましては二万千円の負担をしていたところでございます。今後、こうした手数料を負担していただくことなく譲渡することができるようになると考えております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今まではそういったボランティアの方々、団体の方々がお金を払って譲渡という形であつたので、こういった負担が軽減されるというのは本当に歓迎でございます。

そして、県が保護した犬や猫を新たな飼い主などへ譲渡するまでの流れについて、改めて確認したいと思います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 保護した犬や猫については、動物愛護センターの獣医師職員が健康状態や行動を観察し、必要な診療を行うなど、飼育管理しながら譲渡の適性を評価しているところでございます。

同センターでは、譲渡対象とされた犬や猫をホームページやSNSで公開し、毎月三回譲渡会を開催しております。譲渡を希望する方には、譲渡前講習会を必ず受講していただいております。受講後、希望する方と譲渡動物とのお見合いを行った上で譲渡しております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 譲渡前講習会であつたり、お見合いをきちんとすることで——手数料が無料になったから誰でもというわけではなくて、そういった部分もモラルが低くならないように、命を大切にするために、そういったところはきちんと残してやっていくということでした。

この条例案は、犬や猫の譲渡を推進していくための一つの施策ですけれども、犬や猫の譲渡を推進していくための県の今現在の取組というの

も確認したいと思います。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、青森県動物愛護センターにおける譲渡会の回数を増やしたり、県内各地域において出張譲渡会を開催するなど、譲渡機会の確保に努めるとともに、ホームページやSNSにより譲渡動物を紹介するなど、譲渡の取組の周知を図っております。

また、動物愛護団体を介した譲渡を進めるとともに、生後間もない子猫を譲渡動物として育成する、いわゆるミルクボランティアの取組を進めるなど、譲渡される犬や猫を増やすための取組を行っております。

さらに、今年度からは、人なれしていない等の理由で譲渡が難しい犬や猫をボランティアの協力を得て育成する取組や、老犬の最期を見守る、いわゆるみとりボランティアを始めるとともに、テレビCMの実施により県の取組を紹介してきたところであり、今後とも、譲渡のさらなる推進に向けた取組を強化してまいりたいと考えています。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今、犬のみとりボランティア、犬のみとりの事業の話もありました。猫のことが結構話に出てきがちなんですけれども、こういった老犬に対するみとりのこともぜひ続けていただければと思います。

事業概要では、令和五年度殺処分が、犬が四十九頭、猫が子猫、成猫合わせて二百三十九頭で、年々減ってはいるんですけども、現にまだ処分されてしまう子たちというのがあるんですね。動物には罪がないです。動物の悲惨というのは人がつくり出します。限りなく殺処分ゼロに近づけていけるように、今後も犬や猫の譲渡の推進に取り組んでいっていただきたいと思います。本日にこの条例案は大賛成でございます。

では次に、議案第三十六号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」、改正時期の理由等についてです。

今回の条例改正なんですけれども、僕もいろいろ調べてみたんですが、医療費指数反映係数が今までのおのの市町村で違っていたというのがゼロになると。市町村ごとの納付金算定においても、市町村ごとの医療費水準というものが反映されなくなるといったと認識しています。今回の条例で特に小規模な町村において影響が大きく、高額な医療費が発生した際などに納付金の変動が抑制されると。市町村の国保財政の運営が安定化されるということなんですけれども、本条例の改正が令和七年度からの改正になる理由について伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国保制度改革を、県内の保険給付を全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、県内のどこに住んでいても同じ保険給付を同じ保険料で負担が受けられるということが望ましかったため、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めているところでございます。

本県におきましては、令和五年度に設置いたしました四つのワーキンググループにおきまして、そういった検討を進めているところでございますので、今のタイミングとなったということでございます。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今後の保険料水準の統一に向けて、納付金ベースの統一のための改正であります。市町村ごとでフラットになるべくしていくということなんですけれども、逆に言えば市町村ごとの納付金の算定に医療費水準が反映されなくなるといったことで、今まで医療費水準が比較的高い市町村の医療費を県全体で負担する形とも受け取られるわけです。納付金が県内市町村で多いところだと一人当たり二十三万円であったりとか、少ないところだと約十二万六千円であったりとか、市町村名は出さないですけども、ある市町村の医療費が下がっても県全体で平準化されるということで、医療費が下がった市町村の納付金への影響というのが以前より小さくなるわけなんですけれども、市町村間

での公平性の問題であったり、医療費の適正化に対するモチベーションのことであったり、そういったことも一応懸念はされるわけですが、市町村ごとの医療費水準が納付金に影響しない状況において、市町村間の公平性をどのように確保していくのか伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 医療費水準を市町村単位ではなく県単位で納付金に反映させることで、高額な医療費の発生等による財政変動リスクを県全体で平準化し、国保財政の安定的な運営が確保されます。

医療費水準の高い市町村においては、引き続き、被保険者の負担抑制のために医療費適正化に取り組む必要があることから、モラルハザード対策として、県の交付金等の活用により、市町村の医療費適正化に係る取組に対するインセンティブを確保していくことを検討しております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

では次に、議案第三十八号「青森空港条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺います。

まず、条例改正の概要について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 青森空港条例では、航空機の離着陸等で青森空港の空港施設の使用を制限する航空機を定めており、現在は、これまでの国際標準であった滑走路の舗装強度を考慮した航空機等級番号で航空機を表記しております。

今般、国際民間航空条約が改正され、たわみ等の要因を考慮した航空機分類等級による公示方法が国際標準とされたことに伴い、当該表記を改正するものです。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 国際標準が変わったことによる改正だということ

とですが、先月、国のほうから特定利用空港・港湾の指定を、ここ青森でも検討しているという発表がありました。青森空港においては、自衛隊や海上保安庁の航空機の訓練などで円滑に利用できるように整備を促してほしいと。仮に指定を受けても民間利用優先、新たな整備もないです、また、アメリカ軍による利用もないですという国の説明があったところですが、アメリカ軍による利用はないと本当に言い切れるのか、ちよつと眉唾ではあります。

それで、今回の条例改正が特定利用空港に指定された場合の国の空港利用に影響を及ぼすのか伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 今回の条例改正は、使用を制限する民間航空機について表記を改めるものであり、従来までの取扱いを変更するものではないことから、国の空港利用に対し、特段の影響を及ぼすものではないと考えております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今まで青森空港は、自衛隊機が昨年の六月、米軍機のF-16戦闘機が二〇二三年、二〇二二年に緊急着陸するという事例はあったりしましたけれども、滑走路面の強度を表す値、ちよつと調べたら、それがPCN値というものであったり、航空機が滑走路面に及ぼす影響を表す値があるそうなんですけれども、そういった数値がきちんとバランスが取れていなければ、本来滑走路に着陸できないということもあって、そういうのもともと考えられた上で青森空港もつくられて、こういった条例とかもつくられていると思うのですが、青森空港の使用制限の基準を設定するに当たって、民間以外の航空機については、もともと考慮されていないものなんでしょうか。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 今回の条例改正は、民間航空機を対象としている国際民間航空条約の改正に伴うものであり、その他の航空機に

については適用対象外となります。

なお、その他の航空機については、本条例に基づく届出により、個別に判断することになります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 個別に判断していくことですが、今の答弁だと、私の中ではもともと考慮されているわけではないのかなという認識ではありますけれども、特定利用空港に関しては三月中旬に回答を国から求められていて、最終判断の時期を青森県ではまだ決めていないということですので、これは本当に慎重に検討していただきたい。私個人としては賛成できないですけれども、本当に慎重に、いろんな意見を募って県として決めていただきたいと思うんです。

では次に、議案第四十六号「青森県県営住宅条例の一部を改正する条例案」、改正の目的等についてです。

まず、この条例改正の目的について、改めて伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 令和五年十二月に国土交通省から、子育て世帯及び若者夫婦世帯に対する住宅支援を強化するため、公営住宅を活用して、これらの世帯が低廉な家賃で優先的に入居できる取組を推進するよう、公営住宅の事業主体に対して要請がございました。

また、昨年十月に県が策定したこども・子育て「青森モデル」において、具体的な取組として、子育て世帯及び若者夫婦世帯に対する公営住宅への入居要件の緩和を位置づけたところです。

県としては、こども・子育て「青森モデル」の実現を目指し、国土交通省からの要請も踏まえ、今般、子育て世帯及び若者夫婦世帯の住宅確保支援を目的として、本条例を改正することとしたものです。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 条例案を読んだんですが、第四条の四のところ、入居者または同居者のいずれかが四十歳未満の者である場合とあるん

ですけれども、四十歳未満であるのは何でなのでしょう。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 四十歳未満という位置づけは、先ほど回答でも申しました国からの要請の中で定義がなされておりますので、こちらに合わせた形で設定しているものでございます。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 国の定義ということで、ちょっとそこら辺の定義は後ほど私も詳しく調べてみようと思いますけれども、もう一つ、条文の中で、第四条の四、「同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」とありますけれども、事実婚であったり、そういったものをどのように確認するのでしょうか。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 事実上婚姻関係にある場合には、住民票の続柄の記載により確認しております。また、婚約予定者については、婚約証明書を提出してもらい、確認しております。

なお、令和五年度では一世帯、令和六年度では二世帯の事実上婚姻関係にある世帯が入居申込みを行っております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） この文章によつて、県のパートナーシップ宣誓制度の方々も適用されているということは認識できましたので、そういった対象もきちんと考えられているということは歓迎いたします。

私たちは、生活費に占める住居費というのが結局高いわけです。特に若い世代にとつては賃金水準もまだ抑えられていて、子育て世帯も教育費であったり、養育費というのも本当にかかって、住居費の負担が非常に高いわけですが、今、県営住宅において、先ほど入居率の答弁が井本議員の質問でありましたが、年代別の入居戸数というのがどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 昨年三月末時点での県営住宅の入居戸数は三千七百三十九戸で、入居している世帯主の年代別では、二十代以下四十二戸、三十代二百十四戸、四十代五百三十一戸、五十代七百六十八戸、六十代七百八十一戸、七十代以上千四百三戸となっております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今までの条例の中ではどうしてもこういった構成にはなると思うんですけども、若い人たちの入居戸数が少ないので、ぜひ若い人たちにも周知をきっちりしていただいて、入居してもらえるようにしていただければと思います。

そして、この条例改正によって期待される効果というのも改めて伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居要件を緩和することにより、県営住宅全体で見ますと、入居率の向上、入居者の高齢化が進展しております県営住宅におけるコミュニティ活動の活性化などの効果が期待されます。

また、子育て世帯等にとりましては、低廉な家賃で入居できるようになれば、その分を教育など子育てに係る他の費用にも充てることも可能となるため、子供を産み育てる環境整備の一助となる効果も期待できると思います。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） お金のこともそうなんですけれども、今、副知事はコミュニティのことにしてもおっしゃられました。こういったコミュニティのことというのは本当に非常に重要なことだと思っております。結構忘れられがちなんですけれども、そういったコミュニティを活性化することで、本当に個人個人の心の持ちよう、健康などにも関わってきますし、世代で分断されがちな社会であるので、今回の条

例でぜひ若い人も入居されて、コミュニケーションが取れるような状況になっていただければと思っております。

では次に、議案第五十号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」、学校職員定数の状況などについてです。

条例案を少し見まして、一万千四百四十九人の定数から一万千六十八人の定数になる、八十一人減となっておりますけれども、学校職員定数条例の一部改正の概要について伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立学校の教職員定数は、小・中学校及び特別支援学校の小・中学部にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、児童生徒数から算出される学級数などから算定します。また、高等学校及び特別支援学校の高等部にあつては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、収容定員などから算出し、校種ごとに県の条例で定めています。

今回の一部改正は、令和七年度の定数に改めるものであり、小・中学校及び県立学校の合計は一万千六十八人で、令和六年度と比較して八十一人の減となっております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 定数がまた減になるということですけども、実際に学校に配置された教職員数の過去五年間の推移を伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 本県公立学校における五月一日現在の教職員数は、いずれも全校種の合計で、令和六年度は一万千八百五十七人、令和五年度は一万二千十二人、令和四年度は一万二千二百五十人、令和三年度は一万二千四百七十五人、令和二年度は一万二千六百八十九人です。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

では次に、学校に配置された令和六年度の教職員数について、校種ごとの内訳を伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 小学校は四千九百五十九人、中学校は三千百九十九人、高等学校は二千四百六十六人、特別支援学校は千二百三十三人です。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 職員数はこういう状況ですが、やっぱり小学校の教員がなかなか集まらない中でどんどん減っていると思いますので、定数をこうやって改正されていますけれども、いかに集めていくのか、そして教職員の方にとどまってもらうのか、実際になられていても離職してしまう方が多いので、本当に何とか考えていって、真剣に取り組んでいってもらいたいと思います。

最後に、議案第五十二号「青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」、提案概要及び改正理由などについて伺います。

保管場所を管轄する自動車の保管場所の車のマークがついたシール、標章に関する条例ということですが、ちょっと読んだら、これがなくなるといふ話を書いてあったんですけれども、この概要を聞きたいと思っています。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する理由について伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 令和六年五月二十四日公布の自動車の保管場所の確保等に関する法律、いわゆる保管場所法の一部改正により、保管場所標章を規定する第六条が削除され、本年四月一日に施行されることに伴い、保管場所標章が廃止されることから、保管場所標章交付申

請手数料等について規定している青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正するものであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 条例案を読んだら、五百五十円の手数料が今までかかっていたということで、僕もちよつと調べたんですけども、県によって手数料がまちまちらしいんですね。今まで手数料が五百五十円であったというのは何でなんでしょうか。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 自動車保管場所標章の交付に係る手数料につきましては、保管場所標章の台紙、保管場所システム機器のリース代金、印刷機器のリース代金、データ入力業務委託費など、交付一件当たり要する諸経費を基に決めております。自動車保管場所標章制度が始まった当初は五百円でありましたが、諸経費の高騰により、平成十一年に五百五十円に値上げし、その後は現在まで据置きとなっております。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部改正でなくなるということであると思うんですけども、もう少し詳しく説明いただきたいと思っています。

この条例の概要を伺いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 保管場所標章は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第六条第一項の規定により、自動車の保有者が道路以外の場所に自動車の保管場所を確保している証明として、警察署長が交付するものであります。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例第一条第二項において、保管場所標章の交付を受ける者及び再交付を受ける者は、一件につき五

百五十円の手数料を納入しなければならぬと規定しておりますが、本年四月一日に保管場所法の一部を改正する法律が施行され、保管場所標章に係る規定が削除されることから、それに合わせて保管場所標章の交付手数料等を規定する条項を削除するものであります。

○議長（丸井 裕） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今、この時代において、そういった背景とか、社会の状況を捉えたものでなくなるものではないかと思えますけれども、こういった手数料がなくなること、シールも貼られているのがなくなるのも少し寂しいのかなと思いますけれども、そういった手数料がかからなくなる、そしてシールもなくなること、ということで承知いたしました。

では、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

九番大平陽子議員の発言を許可いたします。——大平議員。

○九番（大平陽子） オール青森、大平陽子です。早速ですが、質疑に入らせていただきます。

議案第三十六号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等について伺いいたします。

この議案については、午前中、小笠原議員もお伺いして御答弁いただきましたが、改めまして条例改正の内容について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 平成三十年度の国民健康保険制度改革後、県は、市町村が行う保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付

することとされ、その費用に充てるために、条例に基づいて、毎年度市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収しています。

納付金の算定に当たっては、市町村ごとの医療費水準をどの程度納付金に反映させるかを医療費指数反映係数で示しており、条例に定める基準に従い、零以上一以下の範囲内において反映させています。

今回の改正は、保険料水準の完全統一のための第一段階として、令和七年度からこの条例に定める基準を零とするともに、所要の整理を行うものです。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） ただいまの答弁、そして小笠原議員への答弁からも、これまで納付金の金額が各市町村の医療給付費の実績に応じて市町村で異なっていたということが分かりました。また、今回の改正は、医療給付費の実績を要件としないということだとも理解しましたけれども、次に、保険料水準の統一に係る今後の県の対応について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 保険料水準の統一には、納付金に医療費水準を反映させない納付金の算定基礎額をベースとした統一と、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担とする完全統一の二つの段階がございます。

県では、各市町村とも協議の上で令和六年三月に策定した青森県国民健康保険運営方針において、納付金ベースの統一を令和七年度とし、完全統一を令和十二年度とする目標を設定したロードマップを定めております。

完全統一に向けては、保険料算定方法の統一、収納率格差の取扱い、医療費適正化対策など、多くの課題が残っており、目標とする令和十二年度までに各市町村の自主性や負担の公平性に配慮しながら、丁寧に協議を重ね、合意形成を図っていくこととしております。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 令和十二年度までに、これから市町村と協議を重ねていくことですが、被保険者の高齢化、医療の高度化を伴いつつも、被保険者数の減少を背景として、県内の医療費の総額は減少傾向が続いているということです。国民健康保険財政を安定的に運営していくため、また、広域的、効率的な運営のために課題も多いかとは思いますが、それでも、不公平感が出ないように協議を進めていただければと思います。

次に、議案第四十七号「青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてお伺いいたします。

初めに、条例改正の内容についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 改正内容は二点あり、一点目は、自動車車庫等で五百平方メートル以上のものの敷地の出入口を小学校等の出入口から二十メートル以内に設置することを制限する規定について、来月、六戸町に県内初となる義務教育学校が開校することから、対象となる小学校等に義務教育学校の前期課程を追加するものです。

二点目は、建築基準法施行令で定められている表を引用して、柱の小径の基準等を定めている規定について、同施行令の改正により、この表が削除されることに伴い、当該規定も削除するものでございます。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 詳細に改正内容を御説明いただきました。今回の改正内容は、第十二条第四項の自動車車庫等の敷地と道路との関係の部分に義務教育学校が追加されるということだと理解しました。また、第八条の柱の小径に係る条文を削除することですが、建築物の安全性は今後どのようにして確保されるのかお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 柱の小径につきましては、建築基準法施

行令に基づいて、建築物の仕様等に応じた詳細な計算で求める方法に改められることから、これにより、今後も建築物の安全性が確保されることとなります。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 私も調べてみましたら、建物の省エネ化に伴う建築物重量の増加に対応するため、柱の小径の設計基準が四十三年ぶりに強化されることでした。連日報道されておりますように、今冬は、豪雪や集中的に雪が降った影響で建物の倒壊被害が相次いでおりますが、実情に応じた新しい基準が設けられるということで安心いたしました。

今回、なぜこの条例に関してお伺いしたかといいますと、第十二条の条例改正の内容が、私だけではないとは思いますが、誤解を感じることがあったため、確認の意味でお伺いさせていただきました。

次に、議案第五十号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」、学校職員定数の状況等についてお伺いいたします。

先ほどの小笠原議員への答弁では、職員定数に係る法律に基づき計算したところ、令和七年度は、令和六年度と比較して、県全体では学校職員定数が減少することでした。

学校職員定数条例の一部改正につきまして、中学校の概要についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の一部改正は、いわゆる義務標準法に基づき、令和七年度の定数に改めるものであり、中学校は二千九百六十二人で、令和六年度と比較して六人の増となっています。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 中学校では六人増加するということですが、本来であれば、少子化によって児童生徒数が減少することに伴いまし

て、学校職員の定数も減少していくという相関性があるものだと認識しておりましたが、中学校の定数が増加する理由について伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 中学校の定数が増加した主な理由は、急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援するため、国において生徒指導担当教員の配置拡充をするなど、国の加配定数が増加したことによるものです。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 増加する理由について御答弁いただきました。一般質問でも取り上げられておりましたが、教育現場を取り巻く環境は、教員の成り手不足や精神疾患による休職や退職、また、年度初めから教員未配置の小・中学校もあるなど、深刻な状況となっています。定数が増となったことよりも、実際の配置がどうなっているのかということ看重視すべきだと思います。

年度初めから教員が未配置となるようなことはないのか、増加に対して対応できるように教員の確保ができているのか伺いたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 令和七年度における教員の未配置を解消できるよう、あらゆる機会を通して、これまでも現在も取り組んでおります。

具体的には、県教育委員会のホームページに臨時講師等の募集案内を数年にわたって掲載することや、教員採用候補者選考試験受験者へ募集案内を送付することに加え、ハローワークを通じての募集や退職教員等に対して働きかけを行っています。

また、新規学卒者の他県への流出を防ぐため、教員採用候補者選考試験において採用に至らなかった方に対し、臨時講師としての勤務依頼を早期に行っています。

さらに、教員免許を持ちながら長らく教職を離れている方や、教職未

経験者等への働きかけとして、六地区の各教育事務所で説明会を開催するなど、教員の確保に努めているところです。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 今の御答弁をお聞きますと、通年で募集はしているというようなことでしたので、教員数が足りていないのかなと感じたりもしました。

黒石市では、今年度、教員未配置の学校が小学校二校、中学校でも一校あるとのこと。定数に対する未配置があるから問題であるというよりも、子供たちの視点からすれば、先生がいて授業ができるという、つまり、しっかりと教育を受けることができる体制となっているかどうかということが大事だと思います。

少子高齢化が進む中においては、あらゆる分野で人手不足となっておりますが、教員の成り手不足も深刻で、確かに定数は大事ですが、子供たちがきちんと教育を受けることができる体制の構築を第一に取り組んでいただきたいと思います。青森県の将来を担う子供たちのためにも、どうかよろしく願いたします。

次に、議案第四十号「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等について伺いたします。

初めに、条例改正の内容について伺いたします。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 今回の条例改正の内容は、青森県総合運動公園野球場のスコアボードを改修し、来月一日から新たなスコアボードの運用を開始することに伴い、その使用料の額を改めるものです。

改正後のスコアボードに係る一時間当たりの使用料は、体育、スポーツに使用する場合で営利を目的としなときは三千八百十円、体育、スポーツに使用する場合で営利を目的とするとき及び体育、スポーツ以外に使用する場合は七千六百二十円としております。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 副知事より詳細に御答弁いただきました。県営球場のスコアボードの改修につきましては、高校球児の保護者などから要望を受けまして、昨年、定例会において要望させていただいたところ、対応していただきありがとうございました。

今回の改正により、スコアボードの使用料が増額となりますけれども、どのような仕様の変更があるのかお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） これまでの県営野球場のスコアボードは、文字を表示するLEDパネルが得点や選手名等の限られた部分に配置されておりましたが、新たなスコアボードは、時計とボールカウント等の表示以外の全面がLEDパネルとなっております。

このため、新たなスコアボードでは、得点や選手名の表示に加えて、打率、ホームラン数、打点等の表示やスピードガンと連動した投球速度や打球速度の表示が可能となったほか、ブルーレイディスク等からの動画再生、球場内に設置されているカメラを使用したライブ映像やリプレー映像の表示等が可能となるものです。

○副議長（寺田達也） 大平議員。

○九番（大平陽子） 四月一日から運用を開始されるということで、これから本格的な野球シーズンとなります。動画再生ですとか、また、スコアボードに名前が刻まれることなど、選手も家族の皆さんも望んでいたことができるようになって、きっと喜んでいることと思います。

今の県営球場は、今後整備が検討されているボールパークが使用できるまで、あと数年の使用だとは思いますが、令和八年度に開催される国スポ、また、競技団体や利用する方々に不便が生じないように、観客席など老朽化した部分は利用者の要望に対応していただけることをお願いしまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

○副議長（寺田達也） 三十七番安藤晴美議員の発言を許可いたします。

——安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。

昨日、三月十一日、東日本大震災と原発事故が発生してから十四年目を迎えました。関連死を含め、お亡くなりになられた方々へ哀悼の意を表すとともに、被災された全ての皆様、そして、大船渡市で火災に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

三月九日に、さようなら原発・核燃三・一一青森集会が開かれ、現地に三百七十人、リモート参加も含めると四百人の参加で、改めて福島原発事故を繰り返してはならない、原発・核燃要らないの思いを共有し、最後、県庁前で知事に向けて声を上げました。

それでは、通告に従い質疑を行います。

最初は、提出議案知事説明要旨「第十四回核燃料サイクル協議会の結果」についてです。

福島の避難者がいまだに二万七千六百十五人もいる中でありながら、政府が二月十八日に閣議決定した第七次エネルギー基本計画で、これまで計画にあった「可能な限り原発依存度を低減する」を削除し、「最大限活用する」に変え、原発推進へ大転換を図ったことは、福島県民を愚弄するものです。政府が進める核燃料サイクル政策は八方塞がりの中、知事は、国に核燃料サイクル協議会開催を要請し、昨年十二月二十四日に開かれ、六項目九件の確認及び七件の要請をしました。

そこで、五点についてお聞きします。

リサイクル燃料備蓄センターで中間貯蔵された後、当初の計画では第二再処理工場で、その後、搬出時に稼働している再処理工場で再処理されるとされていたものを、その見通しが全く立たないことから、知事が要請し、それに応え、六ヶ所再処理工場に搬出する方針を次期エネルギー基本計画原案に盛り込むと武藤経済産業大臣が発言しました。

そこで、一点目として、リサイクル燃料備蓄センターに搬入された使用済燃料は、最長五十年間中間貯蔵された後、六ヶ所再処理工場に搬出される予定となっていますが、県は、その時点で着工から八十年以上経

過する六ヶ所再処理工場で安全な再処理が可能と考えているのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 国によりますと、一つとして、六ヶ所再処理工場については、運転期間に関する法令上の上限はない、一つとして、四十年で維持や取替えが困難となり、プラント全体の廃止が必要となる設備は想定されていない、一つとして、国の審議会の議論を踏まえれば、少なくとも中間貯蔵された使用済燃料を再処理するだけの期間は運転がなされる方針とのことであります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 委員会で資料を求めたところ、再処理工場のトラブルの発生は、二〇〇四年十一月二十二日以降だけでも安全協定報告事象のA情報が四十九件、安全協定報告対象になるおそれのあるB情報が四十七件に達しており、安全性は本格稼働する前から不安視される状態です。一九九三年の工事着工以来、既に二十七回もの竣工延期を繰り返し、三十二年がたち、再処理そのものができない事態に陥っていること、また、再処理工場が操業目安四十年としていたにもかかわらず、ここに来て運転期間制限の必要はないと長期利用を認める等、事故のリスクが高まる事態を国が示していることは言語道断と言わざるを得ません。安全な再処理など望めないと同時に、五十年後まで再処理政策が永遠と続くかも分からないことを強調しておきます。

使用済燃料がリサイクル燃料備蓄センターに貯蔵後、再処理し、取り出されたプルトニウムは、自社において燃料として使用するのが原則です。

そこで、二点目として、リサイクル燃料備蓄センターには、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の二社から使用済燃料が搬入されるが、県は、この二社に再処理後のMOX燃料を使用する可能性があると考えているのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社ともにプルサーマルを推進していく方針に変わりはないとしているところでありまして、県としては、今後の二社の取組を確認してまいります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） プルサーマルを実現していくと。ただそれと言うだけは本当に簡単なことです。しかし、現実を見てみますと、東京電力柏崎刈羽原発は、地元の理解が得られず、再稼働の見通しが立っていません。日本原子力発電の敦賀原発二号機は、原子力規制委員会から審査不合格を決定され、東海第二原発は、昨年度の五件に続き、今年の二月四日にも中央制御室の火災が発生するなど、再稼働の見通しがついていない事態に陥っています。そうした中、五十年先に貯蔵した使用済燃料を再処理したMOX燃料を使用する可能性など全く見通せない状況だということを強調したいと思います。

知事が、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入に係る中長期貯蔵計画を求めたのに対し、武藤経済産業大臣は、事業者に対し、早期に青森県に示すよう指導するとしました。

本年一月三十一日、リサイクル燃料貯蔵は、二〇二五年度から二〇二七年度末までに十五基分、九百七十体のキャスクを搬入する三か年の貯蔵計画を示しましたが、二〇二七年度以降の搬入計画を示せるかは不透明な状況です。県とむつ市は、貯蔵する核燃料に課税することを決めており、その税収を見込んでいることから、中長期貯蔵計画を示すよう強く要請していると考えます。

そこで、三点目として、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社が二棟目を含めたリサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入に係る中長期計画を示せない場合、二社以外の電力会社からの搬入を認めることはあるのか、県の見解を伺います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 昨年十一月七日、事業者から事業開始に係る報告があった際、東京電力ホールディングス株式会社から五千トンを展望した中長期的な計画については、日本原子力発電株式会社と共に、キヤスク調達の見通しとともに、使用済燃料に係る発電所の運用方針などについて検討を進めており、またより次第お示しする旨の発言があったこと、また、これは先ほど議員から御指摘がありましたけれども、去る十二月二十四日の核燃料サイクル協議会におきましても、国から事業者に対し、早期に示すよう指導する旨の発言があったことから、県としては示されるものであると認識しているところであります。

なお、二社以外からの搬入につきましては、当該施設はこの二社の燃料を搬入するという前提のものでありまして、共用するというものが存在していないことから、県として申し上げることはございません。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 二社以外の搬入は申し上げることは無いというところで、これは無いということをはっきりと言うべきだし、そういうふうには言えないという現実なのではないかと考えます。いずれにしても、貯蔵核燃料の課税を目的に、住民合意がなされていないかったり、審査不合格などの原発に再稼働を前提にした貯蔵計画を迫るのはあまりにも常軌を逸していると言わざるを得ません。

次に、原子力施設と県内立地地域の共生を議論する共創会議について伺います。

青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議で取りまとめられた将来像の実現に向けた取組の工程表は、どのように策定されたのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 工程表につきましては、昨年七月の第二回共創会議において、地域の将来像の実現に向けた基本方針と取組素案が示さ

れ、十月の第三回共創会議において、成案として取りまとめられたものでございます。

取りまとめに当たっては、国が、県、立地市町村、原子力事業者等の実務担当者をメンバーとするワーキンググループを設置し、この中で取組の内容等を整理するための意見交換などが行われたところでございます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 共創会議で取りまとめられた工程表における取組の推進に向けて、活用できる財源にはどのようなものがあるのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共創会議で取りまとめた取組を支援するための交付金としては、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金がございます。この交付金は、市町村事業と併せて県が作成する地域振興計画に基づき国から交付され、交付金の総額は、現行制度では二十五億円となっておりますが、国によりますと、今後の制度改革により、総額四十億円となる見込みでございます。

この交付金のほか、工程表に記載されたそれぞれの取組の内容に応じ、国の各省庁が所管する交付金等を活用するほか、必要に応じ、各原子力事業者が協力する場合もあるものと考えているところであります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 交付金の総額と市町村との配分割合及び新聞でも報じられた交付額の増額について伺います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 総額につきましては、先ほど答弁さしあげたとおり、二十五億円となっております。

配分割合につきましては、県と立地市町村で二対二、県が一、立地四市町村が合わせて二ということになっております。

また、増額の見込みにつきましては、現時点において、国からは総額を四十億円とすることについてはお示しいただいておりますけれども、例えば単年度の上限額あるいは交付期間といった詳細については、まだ示されていないという状況にございます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 共創会議を受けて、国から二〇三〇年度までに二十五億円を、県が八億三百三十万円と、むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村の立地四市町村が十六億六千七百万円に配分されるとされています。さらに十五億円の積み増しが示され、交付金という甘い汁を受け、破綻した核燃サイクル政策を許容し、さらに国をあおる県の姿勢に異議を申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。議案第十八号「青森県再生可能エネルギー共生税条例案」、課税対象等についてです。

課税の目的は、共生条例と一体となって、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげるためのものだのですが、私からは、一点目として、再生可能エネルギー共生税の課税対象について。

二点目として、既存施設の取扱いの内容とその考え方について、それぞれ伺います。

○副議長（寺田達也） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 御質問二点にお答えいたします。

まず、課税対象についてでございます。

再生可能エネルギー共生税は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例と一体となって、その政策効果、実効性を補完するものでありますことから、課税対象については、共生条例の対象と同様としております。

具体的には、太陽光または風力に係る再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が太陽光の場合は二千キロワット以上、風力の場合は五百キロワット以上のものを対象に、当該再生可能エネルギー発電施設

の所有者に対して課税することとしております。

次に、既存施設の取扱いの内容と考え方でございます。

再生可能エネルギー共生税は、本条例の施行時において、現に所在する再生可能エネルギー発電施設などを適用対象外としております。

この理由といたしましては、既存の再生可能エネルギー発電事業者には税負担の予見可能性がないこと、仮に発電施設を移転する場合には、相当の期間とコストの発生が想定されることなどから、政策的な配慮が必要と判断したものであります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 次の質問に移ります。

議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」、既存の再生可能エネルギー発電施設及び計画中の発電施設設置計画の取扱いについて。

既存の再生可能エネルギー発電施設はどのように取り扱うのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 本条例案は、自然、地域と再生可能エネルギーとの共生を目的とし、ゾーニングや合意形成手続など、今後新たに発電施設を設置する際の必要な措置等を定めるものであり、条例の施行日において既に設置されている再エネ発電施設は、本条例の規定を適用しないこととしています。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 既に許可が出ている施設はこのたびの共生条例の対象にならないことですが、これまで、既存の施設の許可に当たりましては、保安林解除はないものの、林地開発許可が二〇一二年から二〇二一年までの十年間で、太陽光発電四十七件、風力発電七件の合計五十四件、六十二ヘクタールが許可されています。

自然、地域との共生という観点から、違反行為はないか調査が必要と

考えますが、今後、農林水産部との連携について考えを示していただきたいと思っています。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 共生制度の運用に当たりましては、今御指摘がありました林地開発許可を所管いたします農林水産部をはじめ、関係部局の連携により、適切かつ円滑に制度運用していきたいと考えているところであります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 条例の施行日において、既に関係法令による手続が一定程度進んでいる発電施設設置計画の取扱いはどのようなものかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 本条例案では、条例の施行日の前に関係法令の手続が一定程度終了しているもの、すなわち、環境影響評価法または青森県環境影響評価条例に基づく評価書の公告を行った施設及び電気事業法に基づく工事計画の届出をした施設、設置工事に着手した施設、設置工事を完了した施設につきましては、本条例の規定を適用しないこととしています。

また、条例の施行日の前に環境影響評価手続を開始しているもの、具体的には、法に基づく配慮書を公表した施設、法または条例に基づく方法書の公告をした施設につきましては、環境影響評価手続前の意見交換会の開催及び施設設置計画案の知事への届出は不要としているものであります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 具体的な事例ですが、これまでも一般質問などで取り上げてきました十和田古道にも影響を及ぼす仮称惣辺奥瀬風力発電事業の環境影響評価は、令和四年第三百十二回定例会での答弁では、第二段階の方法書の手続まで終了しており、県は、令和三年十一月

に経済産業大臣に対して知事意見を提出と答弁していますが、本条例に基づく対応についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 先ほど答弁いたしましたとおり、配慮書を公表した施設につきましては、環境影響評価手続前の意見交換会の開催及び施設設置計画案の知事への届出は不要としておりまして、いわゆる前段部分については手続不要になりますが、後段部分、環境影響評価が終わった後の諸手続については、当然のごとく適用されるというところになるかと思えます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 適用されるということは、仮称惣辺奥瀬風力発電の事業についてはどういふふうになるのか、もう少し具体的な状況を伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 今後、環境影響調査の手続が進展し、施設設置計画等の認定申請が仮にあった場合ですけれども、立地市町村の判断というものがございます。立地市町村の意見等を踏まえて判断することになるかと思えます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） ぜひ立地市町村と力を合わせて十和田古道への影響を及ぼすような当初の計画が進んでいかないように願いたいと思います。

気候危機と呼ばれる非常事態の中で、脱石炭火力、脱原発が期待される中、再生可能エネルギー事業の立案及び計画の段階から情報を公開し、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など、広く利害関係者を交え、その地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものとなるようにすべきであり、地域での乱開発を防ぐ手法として今条例案に示された保全を優先するエリア、風力発電の導入促進が可能なエ

リアに区分するゾーニングの導入は有効であると考えます。今後、問題点が生じた場合などは見直すことも明言していますので、そのこともしつつかりと視野に入れながら、よりよい共生条例にしていくことを期待しております。

次の質問です。議案第二十号「刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」、懲役及び禁錮と刑法の改正後の拘禁刑についてです。

刑法に定められている懲役と禁錮はどのような違いがあるのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 懲役及び禁錮は、いずれも刑事施設に拘置する刑罰ではあるものの、懲役は受刑者に所定の作業を行わせる点で禁錮との違いがあります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 今般の刑法の改正により、懲役と禁錮はどのように改正されるのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 令和七年六月一日に施行される刑法の改正では、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されました。拘禁刑は、受刑者を刑事施設に拘置する刑罰で、受刑者の改善更生を図るため、個々の特性に応じて必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことを可能とするものでございます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 刑法の改正により懲役と禁錮を廃止し、新たな自由刑として拘禁刑を創設することですが、これまで懲役刑が殺人、放火、強盗などに対する刑罰であるのに対し、禁錮刑は政治犯や過失犯などが対象で、特に政治犯は通常の犯罪者と異なり、その名誉を重んじた処遇を行うべきという考えの下に、刑務作業を強制しない禁錮刑を科すべきとされてきました。このたびの刑法の改正により創設される

拘禁刑は、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとし、全ての受刑者に刑務作業と改善指導を義務づけています。拘禁刑の下で、懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることは、国連被拘禁者処遇最低基準規則などに定められている受刑者への処遇水準からますますかけ離れてしまうことから、この案件には反対いたします。

次の質問です。議案第二十四号「特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、教育職員免許状再授与審査会の概要等についてです。

今回の条例改正で教育職員免許状再授与審査会委員が追加されることとなりますが、本審査会の概要についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 令和三年五月に制定された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、都道府県教育委員会は、児童生徒性暴力等の行為で免職となり、教育職員免許状が失効した特定免許状失効者から免許状の再授与申請があった場合、県教育委員会の附属機関として設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないこととされました。

教育職員免許状失効後、三年経過すると、再授与の申請が可能となるため、法律の施行日である令和四年四月一日から三年経過した今般、再授与審査会を設置するものです。

また、その委員の報酬及び費用弁償については条例に定められることとなり、委員の人数や構成等の組織に係る事項及び会議の運営に係る事項については、今後、県教育委員会規則で定めることとなります。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 性暴力を犯した教職員が免許状を剥奪されて三年経過すると再授与を申請できるということなわけですが、この審査に当たっては厳正な対応が求められると思います。

そこで、教育職員免許状再授与審査会の委員構成についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 国が定めた教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針において、授与権者である都道府県教育委員会は、特定免許状失効者に対する免許状の再授与の審査に当たり、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者の心情等に照らして、再授与の適否を総合的に判断して決定することとされています。

また、同指針において、再授与審査会の委員は、審査の公平・公正性や専門性を確保するため、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する医療、心理、福祉、法律の専門家等で構成することとされており、具体的には、医師、臨床心理士、社会福祉士、弁護士、教育関係学者などとされています。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 児童生徒性暴力等を行ったことにより、教育職員免許状が失効した特定免許状失効者の人数と再授与に関する県教育委員会の対応についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 教育職員免許状の授与は、本県に限らず、全国から申請可能であり、全国の公立学校で懲戒免職の処分となった者のうち、再授与審査会の対象となり得る特定免許状失効者数は、令和四年度は百十八人、令和五年度は百五十五人となっています。

国の指針において、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないという基本的な考え方が示されており、県教育委員会としては、再授与の適否を判断するに当たり、本指針や再授与審査会の意見を踏まえ、適切に対応していきます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 今答弁された人数を聞いて、全国とはいえ、令和四年度百十八人、令和五年度百五十五人という人数がいるということとは驚きです。

仮にその教育職員免許状が失効した者が県外で再授与され、青森県の教員採用試験を受験されるようになった場合、チェック機能はあるのかどうか伺います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 本県の公立学校教員採用候補者選考試験においては、出願書類の中で、刑罰の有無に加え、処分歴についても懲戒処分内容の記載を求めている、選考の際には、その処分歴も選考資料の一部として確認しております。

また、処分歴等については、文部科学省が提供している特定免許状失効者管理システムにより、教育職員免許状が失効となった事実の有無を確認しております。

さらに、再授与された教員免許状には、特定免許状失効者の再授与であることが分かる免許法上の根拠規定が記載され、特定免許状失効者であることが判別できるため、免許状を確認することとしております。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 児童生徒に対する性暴力は、被害を認識できなかったり、声を上げられなかったりして潜在化しやすいことから、問題解決に時間がかかることが多くなります。そして、被害児童生徒は心身の健康に大きな影響を及ぼし、不安定や恐怖心を感じ、学校や地域社会への信頼を損なうと同時に、一生涯心に負担を背負って生きることになります。被害児童生徒を生まないための取組、問題が発覚した場合の心のケアなど適切な対応など、教育委員会の万全な取組も併せて求めて、終わりたいと思います。

次の質問です。議案第三十六号「青森県国民健康保険事業費納付金に

関する条例の一部を改正する条例案」、納付金への影響等についてです。既にお二人の議員からの質問もありましたので、私からは、条例改正による市町村の納付金への影響について。

二点目に、被保険者の保険料への影響についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 条例で定める医療費指数反映係数は、医療費水準をどの程度市町村ごとの納付金に反映させるかの係数であり、一であれば医療費の高低を全て反映し、零であれば全く反映させないこととなります。

今回の改正により、令和七年度以降、市町村ごとの納付金に医療費水準の高低が反映されないこととなり、医療費水準の変動は県全体で平準化されます。

納付金の多寡や増減には、被保険者数や所得の状況等、様々な要因が影響しますが、医療費水準のみの影響を捉えた場合、医療費指数反映係数を零とすることで、医療費水準の高い市町村の納付金は減少し、低い市町村の納付金は増加することとなります。

次に、被保険者の保険料への影響についてお答えいたします。

市町村における保険料率は、各市町村が保険料以外の収入や県に納める納付金以外の支出を見込み、各市町村の国保特別会計の積立金残高なども勘案してそれぞれ定めるものであることから、条例改正の影響がそのまま実際の保険料の増減につながるものではありません。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 県は、将来的に市町村間の医療費等の格差が縮小した時点で県全体での保険料水準を統一することを目指して、医療費適正化の取組などを進めています。今回の提案は、まさしく国保の都道府県化のための条例改正であり、国保の都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の国保料（税）軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあり

ます。現在、滞納者は増える一方、差し押さえなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども併せて推進していることから、反対いたします。

次の質問、議案第五十号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」、学校職員定数の状況等について。

一点目、学校職員定数条例の一部改正について、小・中学校の概要について。

二点目として、小・中学校の定数の増減の理由についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の一部改正は、いわゆる義務標準法に基づき、令和七年度の定数に改めるものであり、小・中学校の合計は七千四百七十七人で、令和六年度と比較して五十三人の減となっています。その内訳は、小学校は四千五百十五人で五十九人の減、中学校は二千九百六十二人で六人の増となっております。

小学校の定数が減少した主な理由は、特別支援学級の増加により基礎定数は増加した一方で、ティームティーチングなど国の加配定数が減少したことによるものです。

また、中学校の定数が増加した主な理由は、急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援するため、国において生徒指導担当教員の配置拡充をするなど、国の加配定数が増加したことによるものです。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 不登校に対する対応も含まれているということではありますが、現在の教員不足は深刻で、定数の教職員が配置されていない実態があり、校長先生や教頭先生が授業を持たなければ回っていかないという学校もあります。この事態を解決するためにも教職員定数を増やし、病休や産休の代替の臨時教員が見つからない場合でも正規

教員内でやりくりできるよう、余裕のある体制を構築する必要があると考えます。

そこで、小・中学校の教職員定数について、本県独自に教職員を増やすべきと考えますが、県教育委員会の見解をお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 本県では、独自の取組として、きめ細やかな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制などを内容とするおおもりっ子育みプラン21を実施しており、令和六年度は、小・中学校合わせて二百三人を配置しております。

なお、少人数学級編制の実施を含む教職員の定数の充実については、第一義的には国の責任において実施されるべきものであることから、これまで全国都道府県教育長協議会を通じて要望してきました。また、昨年六月には、本県の重点施策提案として同様の内容を要望するとともに、十二月にも青森県議会議長との連名により、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、実施するように要望しており、今後も国に要望していきます。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 次の質問に移ります。議案第五十四号「調停の件」、青森県立さわらび療育福祉センターに係る損害賠償請求の調停について。

調停の申立ての趣旨として、平成二十九年九月二十八日及び令和二年一月十日に、さわらび療育福祉センターの利用中において被った損害とあるが、原因となった事案の概要についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 平成二十九年九月二十八日の事案は、申立人が青森県立さわらび療育福祉センターの障害福祉サービスを利用中、レクリエーションに参加していたときに発生した事故により、けがをしたものです。

また、令和二年一月十日の事案は、同申立人がサービス利用中、介護支援を受けていたときに発生した事故により、けがをしたものです。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 調停の結果、県が解決金として六百六十万二千二百九十九円の支払い義務があるとされていますが、県が支払う解決金及び調停費用について、新たな予算措置を行ったのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県が支払う予定の解決金及び弁護士費用などの調停費用については、青森県立さわらび療育福祉センターが加入している施設所有管理者賠償責任保険から支払われることになっており、新たな予算措置は行っておりません。

○副議長（寺田達也） 安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） この案件につきましては、療育に当たる関係者の方々にとっては様々な配慮や専門性が求められ、気を使う場合が多いかと思えます。今回のような事案はまれなことだとは思いますが、一人一人の特性を十分配慮された療育がなされ、今回のような事案が二度と発生しないように求めています。

次に、議案第三十五号「青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、改正内容等について。

概要と理由については省きまして、本県における犬や猫の譲渡及び致死処分状況及び、本県の動物の多頭飼育問題の状況と県の取組についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 令和五年度におきましては、動物愛護センターに保護された犬や猫のうち、犬百五頭、猫百九十一頭が新しい飼い主に譲渡されました。

また、致死処分頭数については、犬五十一頭、猫三百十八頭であり、県動物愛護センターが開設された平成十八年度の犬千七百五十二頭、猫

千五百九十六頭の計三千三百四十八頭から大幅に減少しているところでございます。

また、本県の動物の多頭飼育問題の状況と県の取組についてでございますが、多頭飼育問題につきまして、県に寄せられた相談件数は、令和四年度は七十八件、令和五年度は九十七件、令和六年度は、本年一月末現在で百三十七件となっております。

県では、動物の飼育に不安や問題を抱えた飼い主が孤立しない環境づくりを推進し、併せて、飼い主から引き取った犬や猫の譲渡を進めるため、今年度から動物の適正飼育環境推進事業に取り組んでおります。

県や市町村の社会福祉部局など多くの分野の関係者が連携して取り組める体制づくりを目指し、多頭飼育問題に取り組む先進事例を紹介するフォーラムや地域ごとの勉強会の開催、人なれしていない等の理由で譲渡が難しい犬や猫の育成の外部委託、テレビCMによる適正飼養の普及啓発や譲渡のPR等を実施してきたところでございます。

○副議長(寺田達也) 十一番夏坂修議員の発言を許可いたします。――夏坂議員。

○十一番(夏坂 修) 公明党の夏坂修でございます。通告に従いまして、順次質疑をまいります。

初めに、議案第三十号「青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等について伺います。

子育て環境の充実を図ることを目的に、県立の全ての文化施設について高校生以下の入館料等を無償化することに伴い、今年度途中から実施している県立美術館に加え、新年度から三沢航空科学館、白神山地ビジターセンター、浅虫水族館、三内丸山遺跡センターでも無償化を実施することとし、各種施設の料金無償化に当たり、関連する条例改正案が今般提案されたところであります。その中の三沢航空科学館につきまして、私もこれまで子供と一緒に何度か訪れ、飛行機、航空、宇宙、また科学の世界を堪能してきた一人であることから、大変親和性を感じて

いるところであります。

そこで、三沢航空科学館条例について、一点目に、条例改正の内容についてお伺いいたします。

○副議長(寺田達也) 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長(船木久義) 今回の条例改正は、県立三沢航空科学館の入館料について、令和七年四月一日から、こども・子育て「青森モデル」の取組の一環として、高校生以下の子供料金の無償化を行うとともに、近年の原油価格高騰や物価、労務単価の上昇等により、施設の維持管理経費が増加している状況等を踏まえ、一般料金の引上げを行うものです。

具体的には、これまで三百円と設定していた高校生の入館料を今回新たに無料とするともに、一般の個人と団体の入館料について、それぞれ現行より百九十円引き上げ、個人七百円、団体六百円とするものです。

○副議長(寺田達也) 夏坂議員。

○十一番(夏坂 修) 今回の条例改正案につきましては、これまでの中学生以下につきましては、もともと入館料は無料になっていたことから、今回の改正は無償化の対象を高校生まで引き上げるような形となったのかなと思います。逆に、一般、団体のほうは入館料を引き上げるということでありますが、高校生を含めた子供世代が気軽に足を運びやすくなることは歓迎すべきことであります。

ただ、先ほど答弁でございました昨今の原油価格の部分での運営費の部分の相殺といえますか、これが今の改正でしっかりと図られて運営に支障を来さないような取組も必要なのかなと思っております。

平成十五年八月八日に開館された同科学館であります。一昨年、開館からちょうど二十周年を迎えられております。令和三年四月にはリニューアルされて、話題のホンダジェット展示が始まったり、宇宙ゾーン、無重力体験などの新たな展示コーナーも設けられました。また、非常に人気なフライトシミュレーターであったり、大空を飛ばうという名

前の、水平につるされてレールで高速度で飛ぶ体験を私も一度やりました。大変快感を覚えた部分でございませうけれども、これは大人も子供も本当に楽しめる展示かなと思っております。ぜひ今後様々な形で利用促進等も図っていただきたいと思います。そこで、二点目に、三沢航空科学館の入館者数の状況、そして、入館者数増加に向けた取組について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 三沢航空科学館の令和五年度の入館者数は約十六万六千人、今年度は、四月から一月までの合計で約十五万人となっております。コロナ禍前には及ばないものの、前年同期を上回る実績で推移しております。

今後は、さらなる入館者数の増加に向けて、三沢航空科学館の公式SNSや県の広報媒体などを活用しながら、同館の魅力を発信するとともに、知的好奇心を高めるような特別展の開催や学校への広報、アウトリーチ活動、企画イベントなどを実施していくこととしています。

県といたしましては、より多くの方々に三沢航空科学館を利用いただけるよう、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ありがとうございます。様々な企画、また、三月二十日から恒例の段ボールを使った企画だったりと、子供も大変楽しめるような企画があると聞いております。一般の入館料を引き上げるということでありますので、一般の来館の促進というのでも様々な工夫をする必要もあるのかなと思いますので、今後とも、青少年の科学をする心の育成にぜひ御尽力いただきますよう要望させていただきます。

次に、議案第四十一号「青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」、改正の背景について伺います。

建築基準法は、これまでも社会情勢や人々の生活様式に合わせて改正

が重ねられてきましたが、今年四月の改正では、建物の構造、仕様などの基準が一部変更されることとなります。特に、二〇五〇年のカーボンニュートラルの達成に向け、国を挙げて省エネ対策を進めている中で、建築物分野での省エネ対策を加速させるのが今回の法改正の主な目的であるようです。例えば四号特例の見直しや木造建築物の構造規制の合理化、また、省エネ基準への適合義務化など、今後の建築業界に大きな影響を及ぼすとも言える内容となっております。

今回の建築確認申請等手数料の条例改正は、こうした基準法の改正を踏まえたものであると考えますが、そこで、今回の条例改正に至った背景について伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 脱炭素社会の実現に向けて、建築物分野での省エネ対策を加速させるため、来月から改正建築基準法及び建築物省エネ法が施行されます。

この法改正により、原則全ての新築建築物について、建築物が備えるべきエネルギー消費性能を確保するための構造等の基準、いわゆる省エネ基準への適合が義務づけられるなど、建築確認の対象となる建築物が拡大されるとともに、建築確認の審査項目が増加することとなります。

これによりまして、建築確認申請の審査に係る業務量が増大することから、条例改正により手数料の額を改めることとしたものです。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま御答弁があったとおり、様々な背景があるかと思えます。特に省エネという部分を見越した改正の内容、木造住宅についても、先ほど合理化というお話がございましたが、今後促進させていくといった内容もあるかと思えます。

四月以降につきましては、省エネ基準への適合が義務化されるということで、様々な確認申請審査の過程での手間がかかる、複雑になるというところでの手数料の改定かと思えます。理解はしつつも、この建築審査

の手数料は、当然ユーザーにしてみれば販売価格にも反映される内容になっていくと思います。加えて、省エネの基準がやっぱり厳しくなるという部分でありますので、そういった部分も販売価格に反映されていく。性能はよくなりますけれども、ユーザー、消費者にとってみれば、そういう建物の単価のハードルが上がるといふ部分は少し危惧をしていく部分かと思っています。

来年四月以降に着工する住宅建築物が対象になる部分でございます。もちろん、建築会社はそういった改正を見据えて、様々なお客様に対して理解するための準備をされていると思いますし、建てようとした方も、会社から聞いて初めてそういう改正があったという内容があるかと思いますが。お互いの情報共有をしっかりと踏まえながら、県としても、しっかりとそういった手続等がスムーズにいくように、会社側、事業者側、またユーザー側、消費者側にも丁寧な周知をしていく必要があるのかなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、議案第四十四号「青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」、改正の概要等について伺います。

一点目に、条例改正の概要についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 本条例案は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について改正するものとなります。

具体的には、省エネ性能の評価方法ごとの手数料について、新たに国の考え方が示されたことを踏まえた区分の見直し、共同住宅における共用部分に係る手数料の追加を行うものです。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 低炭素建築物新築等計画認定を受けるための申請手数料について、今回の対象となる建物、この議案の前身、説明書、

大分長いページを見たんですけれども、共同住宅や複合建築物の住宅部分の共有部分、また、共有部分以外や非住宅部分、また、それぞれの床面積によって申請手数料の額がかなり細かく分けられているのに大変驚いたわけですが、この低炭素建築物新築等計画認定を受けた一定の新築住宅には、所得税であったり、登録免許税などの税が軽減される税制上の優遇措置が受けられると聞いておりますが、そこで、二点目として、本県の直近五年間における認定状況についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 令和元年度以降で本県が認定した低炭素建築物新築等計画の件数は、令和元年度三十二件、令和二年度三十九件、令和三年度八十件、令和四年度二十件、令和五年度三件となっております。今年度は、先月末時点で二件となっております。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ありがとうございます。令和元年度以降の数字を聞きました。令和四年度までは二桁の数で推移していたんですが、令和五年度三件、令和六年度は現時点で二件ということで、がくつと下がっている。この要因は何なのかなと気にはなるんですけれども、いずれにしても、低炭素型の建物を建築するに当たって優遇制度があると。その特典といいますか、メリットを考慮して建てられる方は認定を受けた。その認定に合う建物を建てられているということかと思っています。

もう一つ、税制上の優遇を受けられる長期優良住宅というものがございます。両方を合わせて認定を受けることもできると思っておりますが、今回の法改正に伴いまして、省エネ型、また、低炭素型の建築物に対する様々な考え方、捉え方という部分が変わってくるかと思っております。県としてもしっかりと推移を見守っていただいて、よりよい性能の建物になるべく一件でも多く建てられるような環境整備にもぜひ尽力をしていただきたいと思います。

それでは最後に、議案第四十五号「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、改正の概要について。

条例改正の概要についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 本条例案は、建築物省エネ法に基づく建築物の省エネ基準への適合性判定等に係る手数料について改正するものとなります。

具体的には、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務づけられたことに伴う住宅等の省エネ基準への適合性判定に係る手数料の追加、エネルギー消費性能の評価方法ごとに定めている手数料の区分について、新たに国の考え方が示されたことを踏まえた区分の見直し、共同住宅における共用部分に係る手数料の追加などを行うものです。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 答弁でございましたように、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の改正に伴って、先ほど申し上げましたが、四月から全ての住宅、建築物に省エネ基準適合が義務化されると。それに伴いましたの今回の審査手数料を徴収する改正の内容かと思えます。

国は、先ほど申し上げました二〇五〇年のカーボンニュートラルに向けて、今かなり前のめりに住宅環境、建築物の環境を省エネ型に変えようとしております。四月から義務化された部分、さらには、五年後の二〇三〇年には、住宅建築物に対する性能についても、ZEH、またはZEBの性能基準に上げていくというような方向性も示されております。性能が上がるのは確かにいいんですけども、それで脱炭素を図ればいいんですが、やはり一番気になるのは、それに伴って価格が上がるという部分がユーザーにとってみての負担になってくると。

住宅産業は、御存じのとおり、様々な分野に関連する、いわゆる産業の底上げを図られる産業でありますので、やっぱり地域の経済の活性化にとつてみても、住宅や建築物の推進というのは、本県経済にとつても重要な分野でございます。性能が向上しながらも、ユーザーさんの建築意欲が低下しないような取組も様々な事業者とも連携しながら県としても進めていただきますよう要望して、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 十五分間休憩いたします。

午後二時二十二分休憩

午後二時四十分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

十三番吉田ゆかり議員の発言を許可いたします。——吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 無所属の吉田ゆかりです。通告に従いまして、順次質疑をしていきます。

議案第二十一号「青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等について。

地域県民局の廃止について、新たに設置される地域連携事務所では、どのような業務を所管するのかについて伺います。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 地域連携事務所は、交通・地域社会部の出先機関として設置することとしており、同部の直轄の下、それぞれの所管区域において、主に地域づくりや地域交通、県民生活の向上に関する業務を行います。また、災害対策本部の地方支部に関する業務を所管することとなっております。

このほか、地域連携事務所は、例えば地域振興に関する業務として、産業や観光振興など出先機関を持たない他部局の業務についても、本庁

各部局間の連携の下で、必要に応じて実施することとしております。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 県民局の廃止と事務所の設置については、出先機関の体制を見直して本庁との結びつきを強め、より専門性を発揮することで、県の政策テーマと連動した取組をスピード感を持って強力に実施するためと理解しています。そこで、出先機関のない部局の業務や事業についてはどのようなになるのが気になったの質問でした。

交通・地域社会部については、鉄道の利用促進、津軽海峡圏の交流促進、地域公共交通の維持、整備、地域づくりにおける人材育成、地域づくりファシリテーターの育成など、たくさん分野に及んでいると思います。また、今御答弁にありましたとおり、出先機関のない、例えば経済産業部については、仕事づくりですか、事業承継、若者の定着、中小企業や誘致企業の支援など、あと、観光交流推進部については、県産品の販売・輸出促進、しもきたツーリズムや下北ジオパークとの連携など、本当にいずれの部局も大変重要な業務を担っていると思います。

下北地域県民局地域連携部では、平成二十六年度から平成二十九年まで下北若手人材育成塾という事業があり、私はそこで地域づくりやファシリテーションを学び、地域づくりの仲間ができました。下北若手人材育成塾では、当時の県民局地域連携部の職員と地域づくり人材が志を同じくして取り組み、ここで出会った仲間は現在も各分野で活躍しています。地域連携事務所をはじめとする全ての事務所には、地域と一体となり、情熱を持って地域づくりをしていく体制を整えてもらいたいと思います。

次の質疑です。議案第二十七号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてです。

条例改正の概要について伺います。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例では、

職員が出張して宿泊した場合の宿泊料について、宿泊先の地域区分に応じた定額として定めており、当該地域区分は、国家公務員に係る区分に準ずることとして、条例の規定上も国家公務員等の旅費に関する法律に規定する区分を引用しているところです。

今回の条例改正は、同法が令和七年四月一日に改正され、国家公務員の宿泊料に係る制度が改められることから、当面の間、現行の宿泊料を支給することができるよう、同法を引用している条例の規定について、所要の整備を行うものです。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 旅費法の改正を受けて、県職員の旅費制度を見直す予定があるのかについて伺います。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 国では、宿泊料について、現行の定額支給から上限付きの実費支給になる宿泊費に改め、車賃については、現行の定額支給からガソリン代等の実費支給によるその他の交通費に改めることなどの旅費制度の改正を行ったところです。

本県においては、国の制度改正の考え方や他の都道府県の状況を参考にしながら、旅費制度全体の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 次に、議案第三十二号「青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてです。

条例改正により、中央児童相談所一時保護所職員の配置基準はどのように変わるかについて伺います。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 一時保護所の職員の配置基準については、これまで国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する児童養護施設の基準を準用し、児童指導員や保育士等を配置してきまし

たが、今回の条例改正に伴い、新たに看護師の配置が必要となります。

また、職員数についても、児童指導員及び保育士の総数が、これまでの少年おおむね五・五人につき一人以上から、満三歳以上の児童おおむね三人に一人以上に変更になるなど、職員の増員が必要となります。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 一時保護所は、子供が一時的に過ごす場所ではありませんが、非日常な空間で気持ちが不安定になる子供もいます。一時保護所の職員には高い専門性が求められます。虐待、発達障がい、精神障がいなど、多様な子供たちが集まり、入れ替わる特殊な場所でもあります。子供の権利を守っていくためには、医療、法律、福祉、心理、保育、保健など、様々な視点が必要になります。

そこで、新たに配置が必要となる職員について、県ではどのように確保するのか伺います。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 国の内閣府令においては、新たな配置基準による一時保護施設の職員の数等については、令和八年三月三十一日まで経過措置が設けられていることを踏まえ、職員の採用活動と適正配置を通じて、令和八年度において配置基準を満たす職員配置ができるように対応してまいりたいと考えています。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 何とか不足することなく、一時保護所の子供たちが安心して過ごせるように人員の確保に努めていただきたいと思っています。

インターネット上でですけども、「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」というのを見つけましたので、ちょっと閲覧してみましたら、百四十ページにも及ぶすごい情報量でして、本当に一時保護所の子供たちが安心して過ごせる環境づくりのために何とかお願いしたいと思います。

次に、議案第三十五号「青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてです。

我が家には三匹の猫がいて、今いる子たちも歴代の子たちも全て保護猫です。一昨日、昨年の九月に迎えた子の去勢手術のため、病院に送り届け、昨日は家族にお迎えに行ってもらいました。動物を迎え入れるということは、家族の理解と協力も必要だと思います。

午前中、小笠原議員からも質疑がありましたけれども、私も青森県動物愛護センターのインスタグラムを見て、本当にかわいい子たちばかりで、新しい飼い主さんが決まりましたという投稿をうれしく拝見しています。

しかし、譲渡先がどんな環境でもいい、誰でもいいから無条件でというわけではないと思いますし、迎え入れる側も、ただかわいいからだけではなく、家族の一員として最期まで責任を持たなければなりません。できれば完全室内飼いが望ましいですとか、ワクチンをきちんと受ける、健康に配慮したフードを適量与える、病気やけがをしたら病院に連れていく、先住ペットとの関係性や、家族が留守がちで一人でお留守番をする時間が長くないかなど、ペットに迎え入れる子の幸せについて挙げるのと切りがありませんが、今回の条例案については、より多くの犬や猫が譲渡される譲渡の加速化にとってよいことと思いますが、迎える側の環境や質の担保が非常に重要と考えます。

そこで、県では、犬または猫を譲渡する方について、どのような基準を設けているのか伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県では、犬や猫を譲渡する方については、家族全員が動物を飼うことに同意していること、六十歳以上や單身世帯である方は後見人がいること、不妊去勢手術等の繁殖制限の措置を行うことができること、終生飼養が困難となった場合は、自ら譲渡先を見つけることができることなどの基準を設けています。

加えて、周囲に迷惑をかけずに飼育することや、マイクロチップ等により所有者を明示するなど、適正に管理することについて誓約書の提出を求めることで、犬または猫の譲渡を受ける方が適正に飼うことができる方であることを確認しています。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 小笠原議員への御答弁で、人なれしていない犬、猫の譲渡についての内容もありましたけれども、ちょうど昨夜ですけれども、これもまた、インスタグラムで人なれしていない猫に特化した譲渡会についての投稿がありまして、「いいね」やコメントがたくさんついていました。人なれしていない犬や猫たちは過酷な環境を生き抜いてきた子たちですので、できるだけ多くの犬、猫に本当に幸せになってほしいなと思っております。

次に、議案第三十七号「青森県水族館条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてです。

条例改正の概要について伺います。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 本条例改正は、こども・子育て「青森モデル」の具体的な取組である県立文化施設の子供料金の無償化などに伴い、本年四月一日から青森県営浅虫水族館の入館料を改定するものです。

具体的には、現行、個人の高校生を含む一般が千三十円、小・中学生が五百十円、幼児が無料の入館料を、改定後、一般が千二百円、高校生以下の子供が無料などとするものです。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 次に、個人の普通一般入館料の改定理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 今回の改定は、物価高騰や施設の管理運営に必

要なコストの上昇など、社会情勢の変化に対応するため、入館料を見直すものでございます。

見直しに当たっては、例えば大人二名と小学生一名で来館した場合には、現行の二千五百七十円が、改定後は二千四百円と百七十円安くなるなど、負担が増えないよう配慮するとともに、分かりやすい料金設定にするため、百円刻みとしたところでございます。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 今御答弁にもありましたが、年齢や大人と子供の組合せなどによってお得に感じる方と割高感がある方とに分かれるところだとは思いますが、無料になる枠もありますし、非常に大きいと思います。

昨日の質疑で浅虫水族館魅力向上事業の取組についての質問と答弁がありました。展示内容がすばらければ割高感はないのではないかなと思っています。無料となる年齢のみならず、御家族連れやカップル、友人同士、あるいはお一人様や観光客など、今まで以上に多くの方が訪れて楽しめる水族館の運営を期待しています。

次に、議案第四十六号「青森県県営住宅条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてです。

子育て世帯や若者世帯の住宅確保支援がされるのは大変よいことと思います。ただ、それ以外の入居を希望される方への影響が気になる場所です。

そこで、今回の条例改正により、既存の裁量階層の対象となっている世帯の入居に影響がないか伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 昨年四月から十二月までの期間における入居者の公募では、入居者の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある世帯、いわゆる裁量階層として条例に定めている子育て世帯からの応募が四十三件あり、裁量階層として条例に定めていない若者夫婦世

帯からの応募はありませんでした。

今回の条例改正により、若者夫婦世帯を裁量階層に加え、また、子育て世帯における子の年齢要件を拡大することで、これらの世帯からの応募件数が増えることが期待されます。

一方、現状の県営住宅の入居率からすれば、子育て世帯及び若者夫婦世帯からの応募が一定程度増えるとしても、既に裁量階層として定めている高齢者世帯等の入居に大きな影響を及ぼすまでには至らないものと考えております。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 今の御答弁と、午前中、ほかの議員の方からの質問への御答弁内容によりますと、入居率については余裕がある、入居を希望される方には用意があるということでした。午前中の年代別入居戸数の御答弁によると、二十代、三十代の若者世帯の入居がちょっと少ないのかなと感じたところでした。

そこで、公募に際しての広報をどのように行っているのか伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 県では、これまで、県のホームページ及び県営住宅が所在する市の広報誌を活用して、入居者募集の広報を行ってきております。

今後は、今回の条例改正により、入居できる世帯が拡大する子育て世帯及び若者夫婦世帯にも効果的に情報が届くよう、SNS等も積極的に活用しながら、広報を強化してまいります。

○議長（丸井 裕） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 老朽化ですとか、利便性など、すぐには整備が難しい部分もあるかもしれませんが、入居率の向上、コミュニティの活性化、子育て支援の面からも、若者世帯や子育て世帯の入居につながるような広報をお願いして、私からの質疑を終わります。

○議長（丸井 裕） これをもって質疑を終わります。

◎ 予算特別委員会設置

○議長（丸井 裕） 予算特別委員会設置の件を議題といたします。

本職から提議があります。

お諮りいたします。令和七年度予算案の審査のため、二十三人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに議案第一号から議案第十七号まで及び議案第八十二号を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

予 算 特 別 委 員 会 委 員 選 任 名 簿
(R7・3・12 選任)

田 中 順 造	田名部 定 男	鹿 内 博
清 水 悦 郎	三 橋 一 三	山 谷 清 文
櫛 引 ユキ子	工 藤 慎 康	高 橋 修 一
川 村 悟	今 博	蛭 沢 正 勝
花 田 栄 介	菊 池 勲	小比類巻 正規
大 崎 光 明	福 士 直 治	吉 俣 洋
工 藤 悠 平	夏 堀 嘉一郎	夏 坂 修
後 藤 清 安	大 澤 祥 宏	

○議長（丸井 裕） 次に、予算特別委員会の委員長互選のため、本会議終了後、西棟八階大会議室において委員会を開催されるよう、この席上から口頭をもって招集いたします。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。議案第五十八号から議案第六十一号までは、人事案件につき委員会付託を省略したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（丸井 裕） 議案第十八号から議案第五十七号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

第 3 2 1 回定例会総務政策こども委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 8 号	青森県再生可能エネルギー共生税条例案
議案第 2 0 号	刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第 2 1 号	青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例案
議案第 2 2 号	青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 4 号	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 5 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 2 6 号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 7 号	職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 2 8 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 9 号	青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 3 1 号	青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
議案第 3 2 号	青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案
議案第 5 7 号	包括外部監査契約の件

第 3 2 1 回定例会環境厚生委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 9 号	青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案
議案第 3 3 号	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 3 4 号	青森県白神山地ビジターセンター条例の一部を改正する条例案
議案第 3 5 号	青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 3 6 号	青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 4 8 号	青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 5 4 号	調停の件

第321回定例会農林水産委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第53号	工事の請負契約の一部変更の件
議案第56号	市町に負担させる金額の決定の件

第321回定例会経済交通観光委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第30号	青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例案
議案第37号	青森県水産館条例の一部を改正する条例案

第321回定例会文教公安委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第49号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第50号	青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第51号	青森県三内丸山道跡センター条例の一部を改正する条例案
議案第52号	青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第55号	公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件

第321回定例会建設佐機管理委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第38号	青森空港条例の一部を改正する条例案
議案第39号	青森県水道法施行条例の一部を改正する条例案
議案第40号	青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
議案第41号	青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第42号	青森県2級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第43号	青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第44号	青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第45号	青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第46号	青森県県営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第47号	青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

請願・陳情文書表

(第321回定例会)

◎ 請願陳情上程・所管委員会付託

○議長(丸井 裕) 請願受理番号第一号及び陳情受理番号第一号から第三号までを一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願一件及び陳情三件は、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管委員会に付託いたします。

請 願				
受理 月日	受理 番号	所 管 委員会	件 名	提出者
2. 27	1	文教公安	ゆきとといた教育を求める請願書	青森市橋本一丁目2-25 青森県教育委員会内 青森県教職員組合内 子どもと教育の未来を考える青森県民の会 代表者 成田 保 外2名
				紹介議員 座内 博 外 3名

陳 情

受理 月日	受理 番号	所 管 委員会	件 名	提出者
2. 21	1	議会運営	議会本会・議院側に隣する住所・氏名記入不要化の陳情書	弘前市安原3-3-11 竹渡氣付 青森県政を考える会 共同代表 内田 弘志 外2名
2. 21	2	議会運営	前任委員会の審議経過の中間・緑面公開の陳情書	弘前市安原3-3-11 竹渡氣付 青森県政を考える会 共同代表 内田 弘志 外2名
2. 21	3	議会運営	請願（陳情）審議において請願（陳情）者が直接参加できる仕組みについての陳情書	弘前市安原3-3-11 竹渡氣付 青森県政を考える会 共同代表 内田 弘志 外2名

2025年2月27日

青森県議会・議長 丸井 裕 殿

ゆきとどいた教育を求める請願書

・提出者

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会

(略称・子ども未来あおり)

代表者氏名 成田 保 田村文子 逢坂 拓

・紹介議員

成田 保 田村文子 逢坂 拓
安藤 晴美 吉原 洋

所在地 青森市橋本一丁目2-25

青森県教育会館・5階

青森県教職員組合内

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会

代表者 成田 保

田村文子

逢坂 拓

連絡先 電話 017・734・7279

事務局 (一戸) 携帯 080・2809・2778

受取番号第	1	号
	-7,2,27	
文書公文	系	関係



ゆきとどいた教育を求める請願書

(請願趣旨)

教員不足が県内小・中学校で140人を超えています。このまま推移すればさらに200人近い不足となることが危惧されます。

「わかるまで、ゆっくり学びたい」これは、全ての子どもたちの願いです。「どの子にも豊かな学力をつけたい」これは、全ての教職員の願いです。「子どもたちにお金のお配りなく学ばせたい」これはすべての保護者の願いです。この願いのもとに私たちは、30人以下学級の実現や教育費の保護者負担軽減などを求めて、「教育全国署名・県外署名運動」を34年間継続してきました。

世界中に広がった「コロナ禍」の中で、子どもたちの学びや交わりが困難になっています。子どもの家庭の経済状況もきびしさが一層増しています。さらに大学の授業料の増額がなわれています。

これまで青森県で実施した独自予算による「あおりっ子育みプラン」は県民・保護者に変革はれてきました。さらに、県内各市町村では、児童生徒への教育費支給、給食費の全額・一部補助、医療費の補助など、創意工夫を凝らして保護者負担の軽減に取り組む自治体が増えています。

全国では、30人以下学級への援助と教育費の保護者負担軽減が大きな流れとなっています。

少人数学級によって児童生徒の欠席率や不登校が減少などの教育効果が現れています。

青森県において、経済的な困難や発達課題を抱えている子どもたちなど、すべての子どもたちがゆきとどいた教育を享受できるよう「署名」を添え、以下の通り請願いたします。

(請願事項)

1. 教員不足を解消し、全ての学校に定数どりに教職員を配置して、「未配置」をなくしてください。

2. 小・中・高等学校の教育を充実させてください。

(1) 義務教育費の国庫負担を1/3から1/2にするよう国に要請してください。

(2) 小・中・高等学校の35人以下学級を国の責任で実現するよう、関係機関に働きかけてください。

1学年1学級にも35人以下を適用してください。

(3) 少人数級実現のために、教職員の配置基準を改善するように国に働きかけてください。

(4) 保護者の教育費負担を軽減する措置を講じてください。

(5) 県独自の少人数を小学校中学校全学年に拡充してください。

(6) 小学校複式学級の編制基準を14人(現行16人)に引き下げるよう、国に働きかけてくだ

さい。

- (7) 特別支援学級の編制基準6人(現行8人)に引き下げるよう、国に働きかけてください。
- (8) 学校給食を全額国負担とするように国に求めてください。
- (9) 高校生の教育をうける権利が狭められないようにするために、地域の高校を存続してください。
- (10) 特別支援学校の卒業生の生活保障と就職保障をしてください。
- (11) 高校の授業料を完全無償化するよう関係機関に働きかけてください。また学校納入金の負担軽減をしてください。
- (12) 給付型の奨学金制度を拡充するよう関係機関に働きかけてください。

2025年2月27日

所在地 030・0823

青森市橋本一丁目2-25 青森県教育会館 5階 青森県教職員組合内

団体名 子どもと教育の未来を考える青森県民の会(略・子ども未来あおり)

代表者 成田 保

田村 文子

逢坂 拓

青森県議会・議長 丸井 裕 殿

2024教育県内署名

6,274 筆

子どもと教育の未来を考える青森県民の会

議会本会議傍聴に際する住所・氏名記入不要化の陳情書

提出者 住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

団体名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志

共同代表 鳴海清彦

共同代表 仁平 將

受理番号	1	号
- 7. 2. 21		
議会運営 委員会		



議会本会議傍聴に際する住所・氏名記入不要化の陳情書

趣旨

県民が議会本会議を傍聴する際に住所・氏名を記入しなくてもいいようにしてください。

理由

県議会基本条例第13条は「議会活動を広く県民に公開しと謳っており、議会の公開を推進しています。三種分立の一つである司法機関は、裁判の公開を原則としており、傍聴者の匿名性を担保し、住所・氏名を提出する必要はありません。同様に、議会も三種分立の一つであり、住所・氏名を記入させる理由は見当たりません。議会の公開の原則に立つならば、個人情報である住所・氏名の記入は不要とされるべきです。

住所・氏名を書かせる理由として「秩序維持のため必要」との見解がありますが、住所・氏名の記載は、実効ある秩序維持の担保にはなりません。実際、裁判所が秩序維持を図る措置として行っているのは所持品検査であり、これは札幌・仙台高等裁判所などで行われています。県内の地方裁判所では、反社会的勢力が関係するなど、法定の秩序が維持されない恐れがある場合を除き所持品検査は実施していません。住所・氏名を記載させることによって、議会はその取得した個人情報の管理という不要な業務が課せられることになります。業務の効率化という観点からも住所・氏名の記載は不要です。

当会の調査によると、住所氏名の記入を取りやめている府県は、秋田、岩手、宮城、群馬、長野、三重、和歌山、滋賀、京都、大阪の10府県です。開かれた県議会をめざすのであれば、まずこの規則の変更を求めます。

以上のとおり、陳情いたします。

2025年2月 日

住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

氏名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志

共同代表 鳴海清彦

共同代表 仁平 將



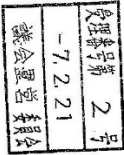
青森県議会議長 丸井 裕 殿

常任委員会の審議経過の中継・録画公開の陳情書

提出者 住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

団体名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志
共同代表 鳴海清彦
共同代表 仁平 将



常任委員会の審議経過の中継・録画公開の陳情書

趣旨

常任委員会の審議経過を県民が直接見ることが出来るように、その様子を中継・録画し公開して下さい。

理由

現在、青森県議会では本会議はインターネット中継・録画が行われていますが、6つの常任委員会の全議はいずれも実施されていません。しかし、各常任委員会は本会議と同様、様々なテーマについて熱心な議論が行われており、本会議から付託された議案や県民の質問を審議する場でもあります。現在、各委員会に用意されている傍聴席は数席しかなく、せっかく傍聴に行ったのに清席で傍聴できない場合もあります。また、6つある常任委員会が同時に開催されるため、傍聴者は複数の常任委員会を傍聴することが出来ません。

県民により開かれた議会とするためにも、常任委員会の中継・録画の実施をお願いします。

参考情報

当会の調べによると、現在、都道府県レベルで常任委員会をネット中継しているのは、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、長崎県、佐賀県、沖縄県の11都府県です。この中で長崎県、沖縄県、佐賀県、鳥取県の4県は青森県よりも予算規模が小さい県です。

また、早稲田大学でニューエント研究所の調べ(2023年)では、全国216(13.8%)の自治体が無ライブ配信を、238(15.2%)の自治体が動画配信を行っているとの結果が出ています。

以上のとおり、陳情いたします。

2025年2月 日

住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

氏名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志
共同代表 鳴海清彦
共同代表 仁平 将



青森県議会議員 丸井 裕 殿

請願(陳情)審議において請願(陳情)者が直接参加
できる仕組みについての陳情書

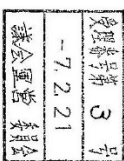
提出者 住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

団体名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志

共同代表 鳴海清彦

共同代表 仁平 将



請願(陳情)審議において請願(陳情)者が直接参加
できる仕組みについての陳情書

趣旨

請願(陳情)者が趣旨補足説明や質疑応答に直接参加できる仕組みを
導入してください。

理由

1.背景と現状

請願(陳情)審議の際、請願(陳情)者自身が趣旨補足説明や質疑応答に参加できる仕組みを作ること
が重要です。理由として、請願(陳情)内容について最も理解しているのは請願(陳情)者本人であり、彼ら
の意見や見解が直接反映されるべきだからです。

現行の制度では、請願(陳情)の採否審議は通常、常任委員会に付託されています。しかし、請願(陳情)
者による請願(陳情)内容の補足説明は認められておらず、紹介議員に対してのみ、「審議のため必要があ
ると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」(青森県議会規則第92条)とされています。し
かし請願(陳情)内容によっては、紹介議員が所属していない常任委員会に付託されることがあり、その結
果、請願(陳情)趣旨に関する十分な議論が行われないまま採決に至るケースが見られます。

2.現状の問題点

付託された常任委員会では、請願(陳情)の趣旨の説明を執行部が行うと同時に、請願(陳情)趣旨に対
する執行部の見解も述べています。しかし、当事者である執行部が請願(陳情)を説明する立場に立つこと
は公平性に欠ける可能性があります。執行部は請願(陳情)に対して一定の見解を持っているため、その影
響を受けた説明がなされることが懸念されます。

3.陳情の効果

陳情趣旨を実施することにより以下の効果が期待できます。

- (1) 請願(陳情)内容の正確な伝達: 請願(陳情)者自身が説明することで、請願(陳情)の趣旨や背景など
が正確に伝わり、誤解や情報の不足を防ぐことができます。
- (2) 議論の深化化: 請願(陳情)者が直接質疑応答に参加することで、具体的な質問に対する詳細な回答
が得られ、議論がより深まります。

(3) 委員会の公正性向上: 執行部が請願(陳情)を説明する立場から外れることで、客観的かつ公正な審議が行われやすくなります。

4.提案の実現方法

具体的な仕組みとしては、以下のような方法が考えられます。

- (1) 請願(陳情)者が常任委員会の審議に出席し、趣旨補足説明や質疑応答を行える機会を設ける。
- (2) 紹介議員が請願者と連携し、請願内容の説明や質疑応答をサポートする。
- (3) オンライン形式での参加を可能にし、遠隔地からでも請願(陳情)者が審議に参加できるようにする。

5.結論

請願(陳情)者が趣旨補足説明や質疑応答に参加できる仕組みを導入することで、請願(陳情)審議の透明性と公正性が向上し、より効果的な議論が行われることが期待されます。この提案は、請願(陳情)制度の改善と民主的なプロセスの強化に寄与するものです。ぜひ、この提案を検討していただきたいと思えます。

(参考情報)

早稲田大学バニユエスト研究所の調査(2023年)によると、全国で502議会(32.1%)が請願者に発言させる仕組みを持っていることです。青森県内では八戸市議会に請願者が意見陳述できる仕組みがあります。

以上のとおり、陳情いたします。

2025年2月 日

住所 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付

氏名 青森県政を考える会

共同代表 内田弘志

共同代表 鳴海清彦

共同代表 仁平 将

青森県議会議長 丸井 裕 殿



◎ 発 議 案 上 程

○議長(丸井 裕) 発議案が提出されましたので、お手元に配付してあります。

発議第一号から発議第三号までを一括議題といたします。

選択的夫婦別姓制度について慎重な対応を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 12 日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田 中 順 造	阿 部 広 悦	清 水 悦 郎	森 内 之保留
工 藤 兼 光	三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕
山 谷 清 文	柳 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康
高 橋 修 一	蛇 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾
花 田 栄 介	谷 川 政 人	菊 池 勲	小比類巻 正規
和 田 寛 司	木 明 和 人	大 崎 光 明	福 士 直 治
成 田 陽 光	大 澤 敏 彦	工 藤 悠 平	井 本 貴 之
工 藤 貴 弘	後 藤 清 安	吉 田 ゆかり	

選択的夫婦別姓制度について慎重な対応を求める意見書

近年、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある。

2025年2月に内閣府が公表した世論調査では、「結婚して戸籍上の姓が変わった場合、働く時に旧姓を通称として使用したいと答えた人は43%となっており、社会の変化に伴い旧姓を通称として使用したいというご意見を踏まえ、第5次男女共同参画基本計画において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることがないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大とその周知に取り組む」と明記され、各省庁では既に、免許証、パスポート、マイナンバーカード等において旧姓併記ができるように改められている。

一方で選択的夫婦別姓制度を望む声も一定数あることの背景には、社会的な変化も大きく影響しているとともに、旧姓の通称使用が法律に基づいていないために、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設などでは実際に不便を生じる事例もあることに起因している。

戸籍制度と密接に関連することの事案に関しては、世界で唯一といえる戸籍制度そのものを大きく揺るがしかねないことである。世界的に最も正確で、他国との歴史的な経緯の違う、わが国固有の戸籍制度が今まで至ったその制度に関しての背景・理解を大いに進める必要がある。

よって、国においては現状の旧姓の通称使用についての取り組みへの検証を進めながら、選択的夫婦別姓制度の議論については慎重な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

高額療養費の自己負担引上げの凍結を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月12日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美 吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博	

高額療養費の自己負担引上げの凍結を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを見直ししました。

今回の引き上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声が数多く上がっています。

また、今回の引き上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短時間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切でした。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきです。

政府は引き上げの内容を修正し、直近12か月の間に3回以上、制度を利用した人は4回目から負担が軽減される「多数回該当」の場合、4回目以降の負担額は引き上げず、現行のまま据え置くと表明しました。しかし、高額療養費の該当者のうち、「多数回該当」に相当する人は約2割に過ぎず、全く不十分です。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを凍結することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月12日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

安 藤 晴 美 吉 俣 洋 田 端 深 雪 後 藤 清 安

鹿 内 博

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの不当な値下げ要求や取引排除を覚悟しなければならない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出してきている。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相国会事務所に届けられている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後、多くの事業者の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

◎ 発 議 案 採 決

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第一号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第一号に対する質疑及び討論であります。通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第一号を採決いたします。

発議第一号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

◎ 発 議 案 提 案 理 由 説 明

○議長（丸井 裕） 発議第二号及び発議第三号について、提出者の説明を求めます。

二十五番吉俣洋議員の登壇を求めます。——吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 日本共産党の吉俣洋です。議員発議二件について、提案理由説明を行います。

最初に、参政党と鹿内議員と一緒に提出した議員発議第三号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）」についてです。

確定申告の時期です。先週、業者の皆さんが申告の勉強会をしている

ところに顔を出しました。開口一番言われたのがインボイスのことで、売上げは増えない、物価は上がる、だけれども、インボイスでさらに負担が増える。インボイス増税が営業を脅かしています。

財務省の推計では、インボイス導入によって新たに消費税の納税者となった人は百三十三万人、それによる増税額は千七百三十億円、一人当たり十三万円にもなります。新たな対象となった中には、年収二百万円前後の業者も多く、その収入に対するさらなる課税の過酷さは想像に難くありません。意見書案が言うように、この負担を取り除くことは、個人事業主やフリーランス、小規模農家などの経営を守り、経済を活性化させる最良の策と考えます。

次に、新政未来と鹿内議員と一緒に提出した議員発議第二号「高額療養費の自己負担引上げの凍結を求める意見書（案）」についてです。

御存じのように、石破首相は、七日、高額療養費の負担上限引上げの全面凍結を表明しました。四日に予算案が衆議院を通過した直後の急転直下の表明は、国民の怒りの声が追い込んだ結果です。高額療養費の負担引上げに対しては、全国がん患者団体連合会の方が、治療の中断に追い込まれ、命を落とす患者が生まれると訴えました。島根県知事は、国家的殺人未遂だと糾弾し、全国の医師でつくる保険医協会は、そもそも重篤な疾患で治療を継続している患者にさらなる負担を強いて財源を捻出するという手法そのものが社会保障の概念とは相入れない、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩すものと指摘しました。全世代の負担増になる制度改悪です。

こうした制度改変の性格は、今年八月からの負担増実施を先延ばしすることで解決するものではありません。政府が八月実施を断念したこのタイミングで高額療養費の負担増引上げに異議を唱える意見書が採択されることは、凍結されたものを解冻させないためにも大きな力になると考えます。

以上の理由から、二つの意見書案に賛同いただきますようお願い申

し上げ、提案理由説明を終わります。ありがとうございました。

◎ 発議案採決

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第二号及び発議第三号は、委員会付託は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第二号及び発議第三号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第二号及び発議第三号を採決いたします。

発議第二号及び発議第三号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に御一任願います。

◎ 議長休会提議

○議長（丸井 裕） 本職から提議があります。

お諮りいたします。明十三日、十四日、十七日及び十八日は予算特別委員会開催のため、また、十九日及び二十一日は各常任委員会開催のため、休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、十五日、十六日、二十日、二十二日及び二十三日は県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

三月二十四日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時九分散会